

第2回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

日時: 令和2年8月31日(月) 18時30分～20時30分

会場: 世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあとホール」(オリオン)

次 第

- 1 開会
- 2 副区長挨拶
- 3 各委員及び出席者紹介
- 4 議事
 - (1) 座長の選任 【資料1】
 - (2) 検討体制及び検討スケジュールについて 【資料2、3】
 - (3) 世田谷区の概要及び条例見直しの考え方 【資料4、5、6】
 - (4) 意見交換(各委員からの現状報告)
- 5 閉会

【配付資料】

資料1	世田谷区産業振興基本条例検討会議設置要綱
資料2	検討委員名簿
資料3	想定検討スケジュール
資料4	世田谷区産業振興基本条例
資料5	世田谷区の概要
資料6-1	特別区における条例の構成例
資料6-2	特別区における条例内容の比較
資料6-3	見直しの考え方及び各区産業振興基本条例等の条文比較
検討素材	条例見直し検討素材
参考資料	他自治体における条例比較
参考資料	各団体等の現状
参考資料	2020年版 中小企業白書・小規模企業白書 概要

世田谷区産業振興基本条例検討会議設置要綱

令和元年 12 月 27 日
31 世産業連第 255 号

(目的及び設置)

第 1 条 地域の産業及び地域社会の発展に寄与することを目的として、世田谷区産業振興基本条例（平成 11 年 6 月条例第 31 号。以下「条例」という。）の改正に係る検討を行うため、世田谷区産業振興基本条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、条例の改正にあたり、産業の将来像、産業政策のあり方及び産業振興の取組みについての意見を提案する。検討内容については、検討会議の意見としてまとめ、区に報告できるものとする。

(構成員)

第 3 条 検討会議における構成員は、次に掲げる者のうちから原則 15 人以内とする。

(1) 学識経験者

- (2) 東京商工会議所世田谷支部の代表者が指名する者
- (3) 東京青年会議所世田谷区委員会の代表者が指名する者
- (4) 世田谷区内の NPO 団体に属する者
- (5) 世田谷区内の民間団体に属する者
- (6) 東京都産業労働局の職員である者
- (7) 世田谷区経済産業部長の職にある者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 前項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号の構成員は、区長が委嘱する。

(構成員の任期)

第 4 条 構成員の任期は、委嘱した日から令和 4 年 7 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、学識経験者の構成員のうちから検討会議で選任する。

3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議は、座長が招集する。

2 検討会議は、必要に応じて随時開催する。

3 検討会議は、過半数の構成員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 検討会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

5 座長は、必要に応じて検討会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、経済産業部産業連携交流推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行し、令和4年7月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行し、令和4年7月31日限り、その効力を失う。

「世田谷区産業振興基本条例検討会議」検討委員名簿

	団体等	氏名・肩書（順不同、敬称略）
①	有識者	長山 宗広（駒澤大学経済学部教授）
②	東京商工会議所世田谷支部	古谷 真一郎（青年部）
③	世田谷区商店街連合会	栗山 和久（青年部）
④	世田谷工業振興協会	友成 哲郎（理事）
⑤	世田谷区農業青壮年連絡協議会	海老澤 健（会長）
⑥	世田谷区消費者団体	見城 佐知子（フェアトレードタウン世田谷推進委員会エシカルコンシェルジュ）
⑦	世田谷区しんきん協議会	水上 浩介（昭和信用金庫営業推進部事業支援課長）
⑧	東京青年会議所世田谷区委員会	閑野 一樹（副委員長）
⑨	世田谷区建設団体防災協議会	兒玉 奈輔（事務局長代理）
⑩	民間団体、NPO等	市川 望美（非営利型株式会社 Polaris 取締役）
⑪		大石 英司（みんな電力株式会社代表取締役社長）
⑫		大島 佐和子（ナーサリープラン代表）
⑬	東京都産業労働局商工部	平野 孝徳（商工施策担当課長）
⑭	世田谷区経済産業部	田中 耕太（経済産業部長）

想定検討スケジュールについて

日程	内容
令和2年 3月27日(金)	第1回世田谷区産業振興基本条例検討会議【開催中止】 ※区現況説明、条例見直しに対する意見交換
4月上旬 ～5月下旬	開催中止を受け、各検討委員との個別意見交換（リモート会議及び質問状への回答）
8月31日(月)	第2回世田谷区産業振興基本条例検討会議 ◇検討スケジュールの共有 ◇区や各団体等の現状共有 ◇条例改正に対する意見交換
11月	第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議 ◇世田谷区産業振興基本条例「骨子」の提示 ◇with コロナ・アフターコロナの状況共有 ◇「骨子」に対する意見交換
12月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例改正の検討状況について』
令和3年 3月	第4回世田谷区産業振興基本条例検討会議 ◇世田谷区産業振興基本条例「素案」の提示 ◇with コロナ・アフターコロナへの対応を踏まえた意見交換
5月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「素案」について』
6月	区民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
7月下旬 ～9月上旬	東京オリンピック・パラリンピック大会の開催 ・7月23日～8月8日 オリンピック ・8月24日～9月5日 パラリンピック
8月下旬 ～9月上旬	条例改正に関するシンポジウム等の開催
10月	第5回世田谷区産業振興基本条例検討会議 ◇世田谷区産業振興基本条例「案」の提示 ◇「案」に対する意見交換、協議・決定
令和4年 2月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「案」について』 第1回区議会定例会 ◆世田谷区産業振興基本条例改正の提案
4月	新世田谷区産業振興基本条例の施行

○世田谷区産業振興基本条例

平成11年6月25日条例第31号

改正

平成14年3月13日条例第15号

平成15年6月24日条例第46号

平成15年12月9日条例第80号

世田谷区産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の産業の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 産業の振興は、事業者（区内で産業活動を行う者をいう。以下同じ。）自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。
- (2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。
- (3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。
- (4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。

(区の責務)

第3条 区は、産業の振興に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 融資あっせん及び助成

- (2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談
- (3) 人材の育成
- (4) 創業に対する支援
- (5) 勤労者の福利厚生の上

3 融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化に対応したものとなるようその種類、要件等を設定するとともに、必要に応じて、利子補給をするものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上のために自主的に努力するとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。

2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

3 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店会が実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成15年条例80号〕

(区民等の理解と協力)

第5条 区民及び区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生活の上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策等の評価)

第6条 区は、産業の振興を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、産業の振興に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会)

第7条 中小商工業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区中小商工業振興対策委員会（以下「商工業対策委員会」という。）を置く。

2 商工業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 中小商工業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小商工業の振興に関すること。

3 商工業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 東京商工会議所代表
- (3) 商業団体代表
- (4) 工業団体代表
- (5) 金融機関代表
- (6) 区民

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、商工業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成15年条例46号〕

(世田谷区農業振興対策委員会)

第8条 農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区農業振興対策委員会（以下「農業対策委員会」という。）を置く。

2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 区民
- (4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成15年条例46号〕

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成14年条例15号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 世田谷区中小商工業振興対策委員会条例(昭和31年10月世田谷区条例第30号)

(2) 世田谷区農業振興対策委員会条例(昭和31年10月世田谷区条例第32号)

(3) 世田谷区中小企業振興事業基金の設置および管理に関する条例(昭和43年3月世田谷区条例第14号)

(4) 世田谷区中小企業振興事業資金融資あつ旋条例(昭和48年7月世田谷区条例第25号)

(5) 世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金の設置及び管理に関する条例(昭和54年9月世田谷区条例第48号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の世田谷区中小商工業振興対策委員会条例の規定により委嘱され、又は任命されている世田谷区中小商工業振興対策委員会の委員(区に勤務する職員を除く。)は、この条例により委嘱された商工業対策委員会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。

4 この条例の施行の際、附則第2項の規定による廃止前の世田谷区農業振興対策委員会条例の規定により任命され、又は委嘱されている世田谷区農業振興対策委員会の委員(区に勤務する職員を除く。)は、この条例により委嘱された農業対策委員会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第8条第4項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。

5 附則第2項の規定による廃止前の世田谷区中小企業振興事業基金の設置および管理に関する条例の規定による世田谷区中小企業振興事業基金及び世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金の設置及び管理に関する条例の規定による世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金は、それぞれこの条例による事業基金及び生活基金とする。

6 この条例の施行の際、附則第2項の規定による廃止前の世田谷区中小企業振興事業資金融資あつ旋条例(以下「廃止条例」という。)の規定により融資のあっせんを受けた者に貸し付けられていた資金については、廃止条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成14年3月13日条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年 6 月24日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月 9 日条例第80号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

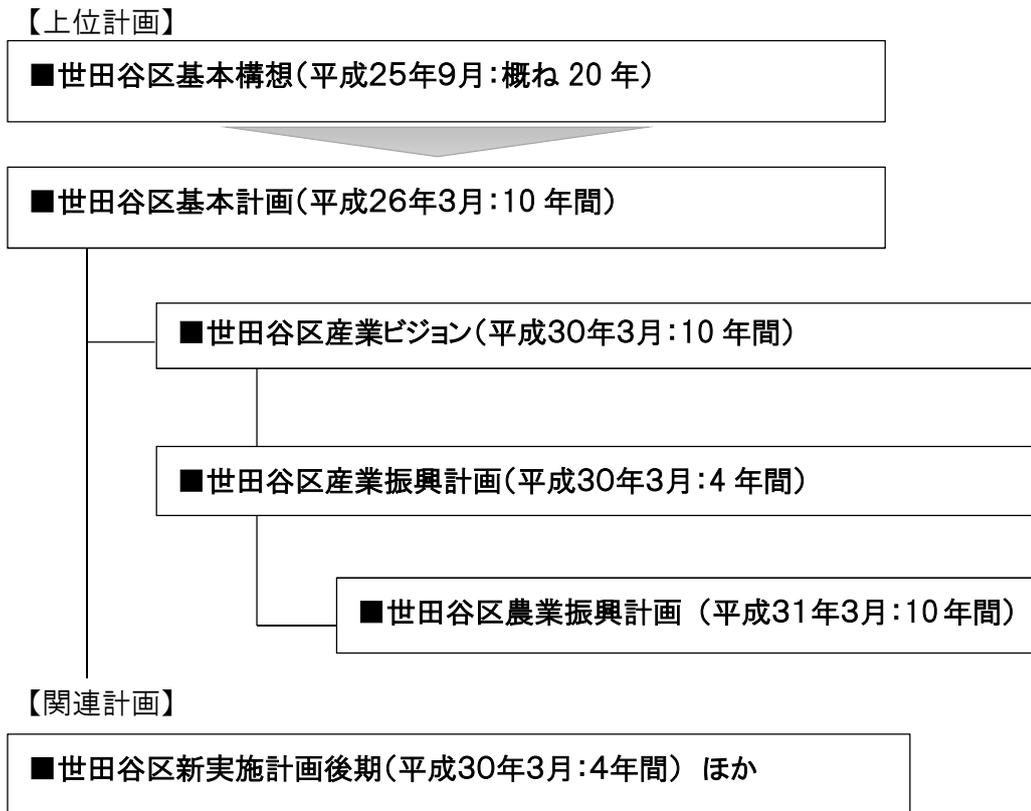
「世田谷区の概要」

内容

I 上位計画・関連計画等	2
II 世田谷区の現況	5
1. 人口・世帯数	5
2. 立地環境	12
3. 事業所・労働者	21
4. 農業・農地	30
5. まちなか観光	33
6. 消費生活	36

I 上位計画・関連計画等

①構成



②世田谷区基本構想

■世田谷区基本構想(平成25年9月:概ね 20 年)

将来像	信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市
位置づけ	今後 20 年間の公共的な指針=公のものとして皆で共有する目標
基本理念	自治をより確かなものにする

【9つのビジョン】

- ①個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- ②子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- ③健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- ④災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- ⑤環境に配慮したまちをつくる
- ⑥地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- ⑦文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- ⑧より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- ⑨ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

⑥地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする

- ・活気のある商店街や食の地産地消を可能にする農地、環境や生活に貢献する工業技術も重要
- ・各分野で世田谷ブランドを創造、区内外に発信
- ・区内に数多くある大学、NPOなどの専門性や人材を生かし、ソーシャルビジネスなどにより若者や子育てをしている人、障害者、高齢者も働き手となる職住近接が可能なまちを実現
- ・仕事と生活の両方を大事にするワークライフバランスを提唱

③世田谷区基本計画

■世田谷区基本計画(平成26年3月:10年間)

重点施策

- ①子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進
- ②高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい
- ③安全で災害に強いまちづくり
- ④自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現
- ⑤世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり
- ⑥豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

⑥豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

☞産業振興・雇用促進

- (1)世田谷産業の基盤づくり
- (2)世田谷人材の充実と活用
- (3)商業・サービス業の振興
- (4)工業・ものづくりの振興
- (5)都市農業の振興
- (6)まちなか観光の推進

④自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現

☞自然エネルギーの活用、効率的利用は、新たな技術や産業を生み出す大きな活力となることから、環境と調和した世田谷産業施策を展開、職住近接を進めるととともに、区民・事業者・区が一体となって環境共生社会を実現

④世田谷区産業ビジョン

■世田谷区産業ビジョン(平成30年3月:10年間)

メインテーマ 区民・産業がつくる 世田谷の新たな価値と豊かさ

- 7つのありたい姿
- ①住み慣れたところで、充実した日々がおくれる活力あるまち
 - ②安全・安心、快適で環境と調和したまち
 - ③人の生活を豊かにし、地域を育む産業
 - ④世田谷の特性を活かした多様な産業
 - ⑤働く人が活躍できる機会の創出
 - ⑥世田谷の魅力が様々な交流を促し、さらなる賑わいを生み出すまち
 - ⑦環境にやさしく、潤いに満ちた生活や事業ができるまち

施策の体系

- 1. 世田谷産業の基礎づくり
- 2. 世田谷人材の育成と活躍
- 3. 豊か・安心・快適な区民生活創造
- 4. 活力ある産業の育成と創造
- 5. 人と事業所とまちが創る成熟都市せたがや

せたがや価値創造プロジェクト

- (1)地域と共に生活価値の創造を促す機能づくり
- (2)コンパクトで多様な都市型ライフスタイルを支える産業の育成
- (3)「3(×2)×1型農業」の推進と多面性の強化
- (4)せたがや産業創造プラットフォームの設置とネットワークの形成
- (5)世田谷人材マッチングの仕組み

⑤世田谷区産業振興計画

■産業振興計画(平成30年3月:4年間)

施策体系

1. 世田谷産業の基礎づくり
2. 世田谷人材の育成と活躍
3. 豊か・安心・快適な区民生活創造
4. 活力ある産業の育成と創造
5. 人と事業所とまちが創る成熟都市せたがや

課題

世田谷区の特性と基本的な産業区分を踏まえた整理

重点事業

1. 産業力強化を目的とした世田谷産業の基礎づくり
2. 世田谷人材の育成と活躍
3. 産業を通じた豊か・安心・快適な区民生活の創造とさらなる生活価値の向上
4. 社会経済環境の変化にマッチした活力のある産業の育成と創造
5. せたがやのまちとしての魅力の発展と、区内外へのプロモーションの強化

⑥世田谷区農業振興計画

■農業振興計画(平成31年3月:10年間)

理念

農と住が調和した魅力あふれる世田谷農業 ～未来につなぐ「せたがやそだち」～

基本方針

1. 多様な農業者への支援
2. 「せたがやそだち」の流通促進
3. 農業生産・経営の安定化
4. 農のある暮らしの充実
5. 農地を守るまちづくりの推進

II 世田谷区の現況

1. 人口・世帯数

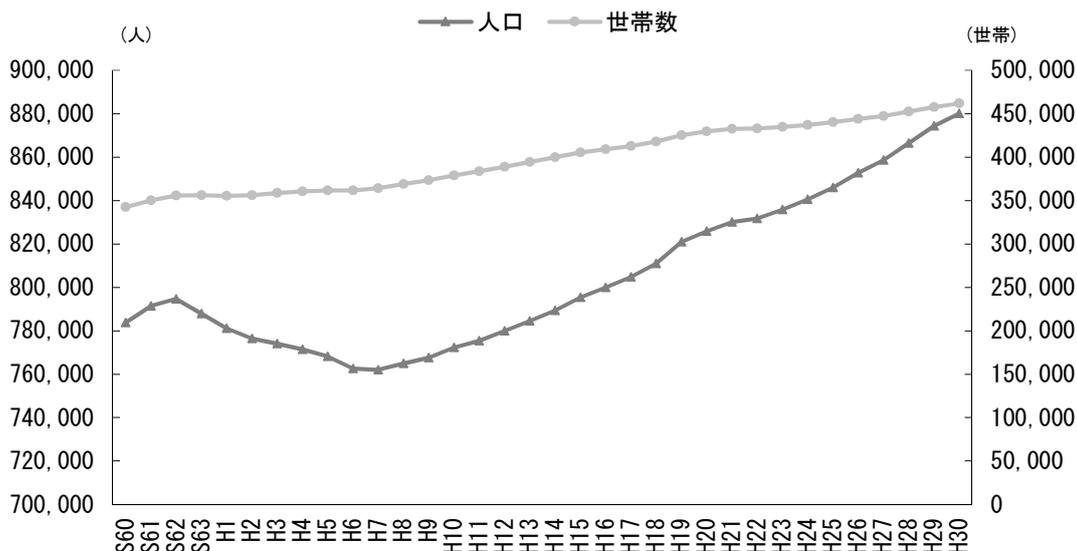
■区内人口規模は近年大きく拡大、約10年後には100万人の人口規模となる見通し

世田谷区の人口は、外国人人口を含めると、918,056人、世帯数は487,329世帯（各値は令和2年3月1日現在）となっている。90万人を超える人口を有する世田谷区は、23区内で最も人口の多い区となっている。

長期的な人口推移をみると、昭和63年以降の数年間で一時的にはあるものの、微減傾向にあったことが分かる。しかし、平成8年以降には再度増加傾向に転じ、現在まで継続的に増加していることが把握できる。

全国的に人口減少が進む一方で、人口動態の実態に即した平成29年将来人口推計では、平成39年（2027年）頃を境目に人口が100万人を突破する見込みとなっており、平成26年に行われた推計や、国立社会保障人口問題研究所の推計値以上の、顕著な人口増が見込まれている。

世田谷区の人口及び世帯数の推移



出典：世田谷区「住民基本台帳(各年1月1日)」より作成

平成29年における将来人口推計

	2017年	2022年	2027年	2032年	2037年	2042年
総人口(人) (外国人人口を含む)	892,535	951,914	999,584	1,030,782	1,058,194	1,087,275

※世田谷区では過去、平成26年(2014年)に一度将来人口推計を実施している。この平成26年(2014年)推計では、出生変動に係る将来値を国立社会保障人口問題研究所の値と同値としていたが、平成29年(2017年)推計では過去10年の推移を基に設定している。このため平成29年(2017年)推計は、前回推計より、直近の世田谷区の傾向や実態に即した推計となっている。

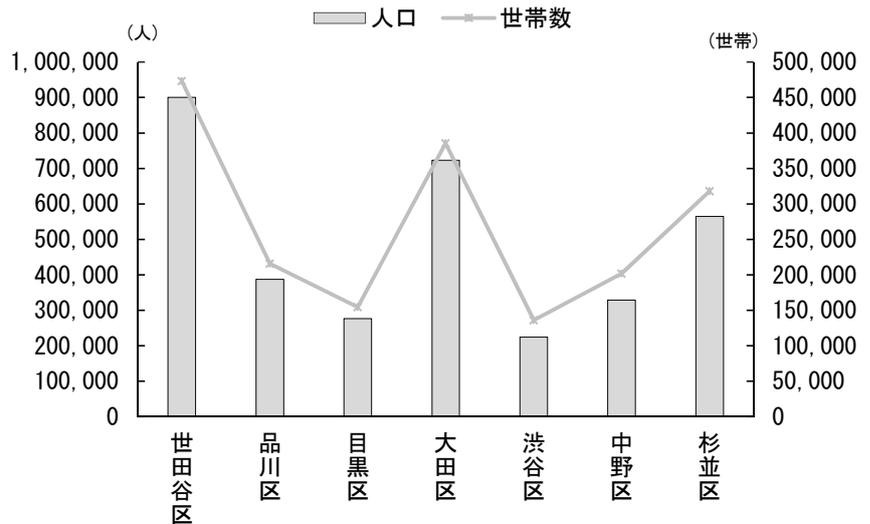
出典：世田谷区「平成29年将来人口推計」より作成

世田谷区の人口・世帯数について、周辺区と比較すると、大田区や杉並区等の 23 区内でも比較的大きな面積規模を有する区をそれぞれ大きく上回っている。

(※参考)

平成 29 年に国立社会保障人口問題研究所の推計によれば、平成 47 年(2035 年)前後を境に緩やかな人口減少が見込まれるものの、世田谷区は長期的に 90 万人前後の人口を維持する見込みとなっており、100 万人を超える人口規模は見込まれていません。また今後、その他周辺区においても大幅な人口増は推計されていません。

平成 30 年 周辺区との人口比較 (1 月時点)



出典：東京都「平成 30 年住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

■世田谷区における年齢 3 区分別人口の構造

年齢 3 区分別の人口構成割合について、昭和 60 年以降の推移をみると、年少人口 (0 ~ 14 歳) 割合は徐々に減少傾向がみられるものの、実数では増加しており、平成 22 ~ 27 年の間で微増傾向がみられ、現状では極端な少子化現象はみられない。こうしたこともあり、世田谷区では少子化の影響は緩やかに進むことが想定される一方、合計特殊出生率は 1.10 と全国平均値の 1.44 や、都平均の 1.24 等の値と比較しても低い水準となっている。

将来人口推計では、年少人口・老年人口割合がそれぞれ増加していき、生産年齢人口割合が減少していくと想定されている。

年齢 3 区分人口における将来人口推計割合 (日本人のみ)

	2017 年	2022 年	2027 年	2032 年	2037 年	2042 年
年少人口 (%)	11.9	12.2	12.1	12.1	12.7	13.4
生産年齢人口 (%)	67.6	67.4	67.4	66.6	64.4	62.4
老年人口 (%)	20.5	20.4	20.5	21.3	22.9	24.2

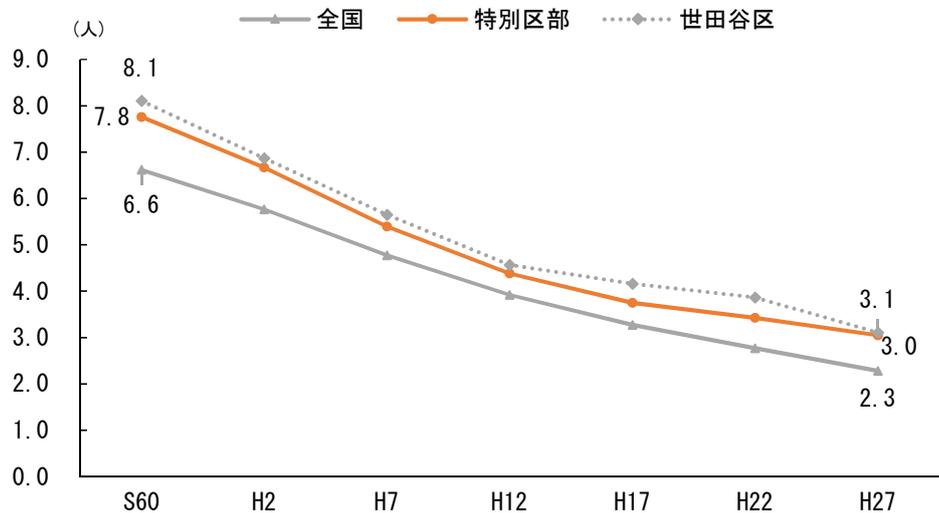
出典：世田谷区「平成 29 年将来人口推計」より作成

老年人口 1 人あたりを支える生産年齢人口 (生産年齢人口 / 老年人口による人口構成) をみると、昭和 60 年では老年人口 1 人に対し生産年齢人口は 6.6 人 ~ 8.1 人となっているものの、平成 27 年は、高齢者を支える現役世代が大幅に減少している。世田谷区では、老年人口 1 人あたり、現役世代は 3.1 人と全国値と比べてやや大きくなっているものの、今後、徐々に減少してくることが懸念される。

また、年少人口指数 (年少人口 / 生産年齢人口)、老年人口指数 (老年人口 / 生産年齢人口) では、世田谷区は 16.9、32.2 となっており、23 区内で比較を行うと、23 区平均の 16.5 及び 32.8 と比べ、年少人口が多く、老年人口がやや少ないことが分かる。

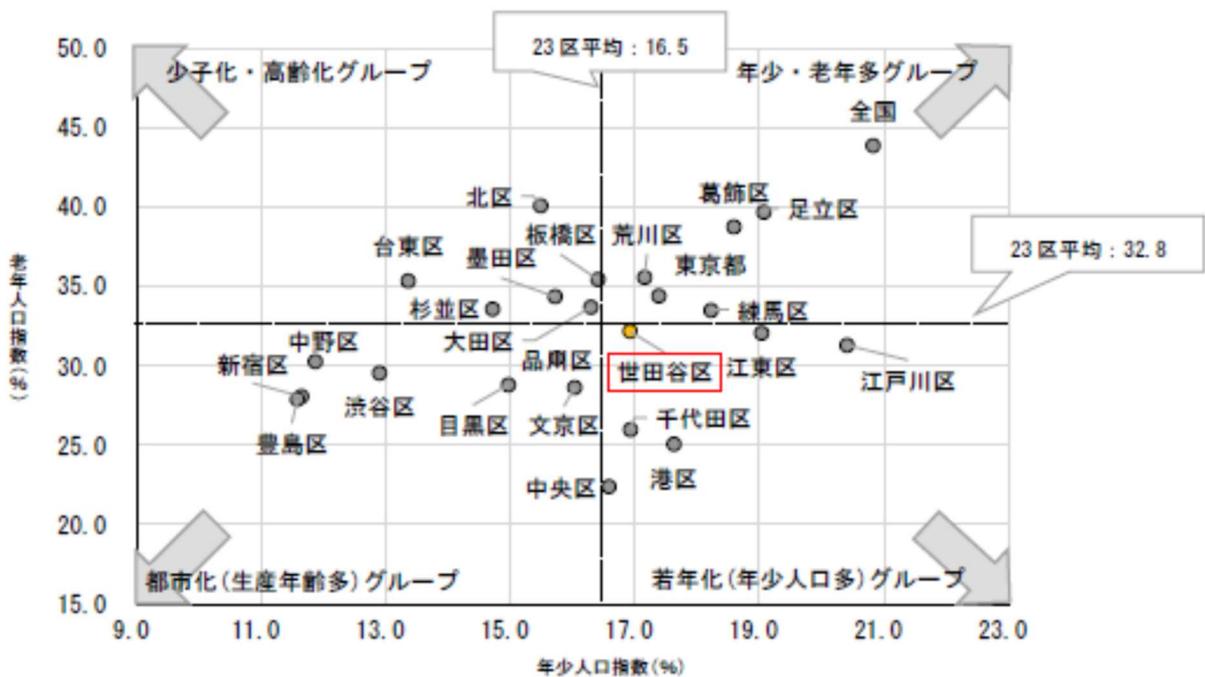
世田谷区の人口構造は、徐々に高齢化が進んでいるものの、他区と比較して生産年齢人口に対し年少人口が相対的に多いという特徴がある。

老年人口1人あたりを支える生産年齢人口



出典：総務省「各年 国勢調査」より作成

図3-1-4 平成27年 年少人口指数及び老年人口指数に基づく23区分布



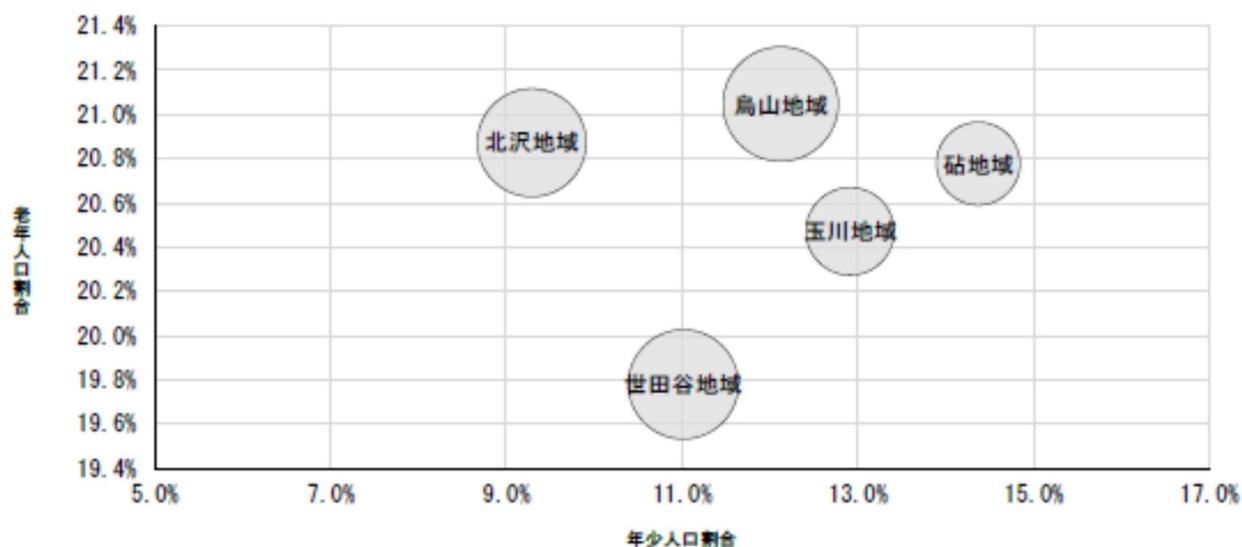
出典：総務省「平成27年国勢調査」より作成

■鳥山地域に次いで、世田谷・北沢地域で人口増加が顕著

住民基本台帳を用いた5地域別の人口では、世田谷地域で約25万人と最も多く、次いで玉川地域が22万人となっている。平成25～30年の5年間に於いて、どの地域でも5%前後の人口増加がみられるが、なかでも鳥山地域における増加率が最も高くなっている。世帯数においても、世田谷地域が14万弱と最も多い世帯数となっており、次いで、玉川地域で約11万世帯となっている。また人口と同様に鳥山地域での増減率が高く、7%程度の増加がみられる。

将来人口推計では、区内のどの地域においても人口増が見込まれている。これらの推計を参考に、5地域別の年少人口・老年人口割合をそれぞれ軸に設定し、平成29～54年（2042年）における将来・長期的な人口増加率を円の大きさとして、視覚的にバブルチャート化すると、年少人口が多い砧地域や玉川地域における人口増加を表す円は、相対的に小さくなっており、既に老年人口が比較的多い北沢地域や鳥山地域で円が大きくなっている。

図3-1-5 地域別年少・老年人口率・人口増加率バブルチャート図



出典：世田谷区「平成29年住民基本台帳」、世田谷区「平成29年将来人口推計」より作成

地域別年少・老年人口率・人口増加率値

	年少人口割合 (2017)	老年人口割合 (2017)	人口増加率 (2017→2042)
世田谷地域	11.0%	19.8%	24.9%
北沢地域	9.3%	20.9%	24.3%
玉川地域	12.9%	20.5%	16.1%
砧地域	14.4%	20.8%	14.4%
鳥山地域	12.1%	21.0%	27.3%

出典：世田谷区「平成29年住民基本台帳」、世田谷区「平成29年将来人口推計」より作成

■単独世帯が一般世帯総数の約半数を占める

東京都では、平成27年国勢調査において一般世帯1世帯あたりの人員が初めて2人を下回ることとなった。全国における同年の単独世帯割合は34.6%である一方、東京都では10%以上も高い47.4%となっており、単独世帯の占める割合が顕著に高くなっている。

世田谷区の世帯類型をみると、単独世帯数割合は都平均よりも2%程度高く、49.9%とほぼ半数となっていることが分かる。なかでも、高齢単独世帯数が約4万世帯となっており、一般世帯総数に対する割合は8.6%となっている。周辺区と比較すると、高齢単独世帯割合は10%を下回り、低い値となっているが、実数では大田区、杉並区に次いで多くなっている。

平成27年 都及び周辺区における世帯類型の比較

	一般世帯 総数 (不詳除く)	核家族 世帯数	単独世帯数		高齢単独世帯数	
				総数に対す る割合		総数に対す る割合
東京都	6,678,124	3,200,889	3,164,675	47.4%	739,511	11.1%
世田谷区	463,068	217,568	231,289	49.9%	39,999	8.6%
品川区	212,118	86,957	116,560	55.0%	22,548	10.6%
目黒区	145,924	62,731	74,518	51.1%	14,537	10.0%
大田区	370,710	165,015	189,143	51.0%	41,901	11.3%
渋谷区	134,754	44,212	84,941	63.0%	15,218	11.3%
中野区	196,031	66,468	121,396	61.9%	21,915	11.2%
杉並区	311,449	125,219	175,475	56.3%	40,797	13.1%
練馬区	337,166	181,366	139,563	41.4%	34,912	10.4%

出典：総務省「平成27年国勢調査」より作成

地域別では、世田谷地域で最も世帯数が多く135,480世帯となっており、うち単独世帯割合は54.8%と区平均より5%程度多くなっている。北沢地域でも単独世帯割合が58.3%と高く、核家族世帯は38.7%と区内で最も低くなっており、若年者層の転入による影響が考えられる。一方、核家族世帯割合が多いのは砧地域で56.4%となっている。

一般世帯1世帯あたりの人員では、砧地域で2.15人と最も多く、北沢地域では1.75人と少なくなっている。

平成27年 地域別世帯類型

	一般世帯総数 (不詳除く)	核家族世帯		単独世帯		一般世帯1世帯 あたりの人員
			核家族世帯割合		単独世帯割合	
計	463,068	217,568	47.0%	231,289	49.9%	1.92
世田谷地域	135,480	57,374	42.3%	74,223	54.8%	1.82
北沢地域	85,982	33,280	38.7%	50,089	58.3%	1.75
玉川地域	108,100	56,539	52.3%	48,126	44.5%	2.03

砧地域	74,099	41,813	56.4%	29,867	40.3%	2.15
烏山地域	59,407	28,562	48.1%	28,984	48.8%	1.94

出典：総務省「平成27年国勢調査」より作成

高齢単独世帯における子の有無をみると、総数は35,700世帯※、そのうち「子がない」及び片道1時間以上の場所に「子がいる」世帯は、それぞれ3,320世帯、5,720世帯となっている。

世田谷区は、足立区、大田区等に次いで高齢単独世帯の実数は多いものの、孤立可能性の高い高齢単独世帯（上記「子がない」及び片道1時間以上の場所に「子がいる」世帯と仮定）割合は25.3%にとどまっており、子どもが近居している世帯が比較的多いことがうかがえる。

図3-1-6 平成25年 高齢単独世帯数と孤立可能性が高い高齢単独世帯割合



出典：総務省「平成25年住宅・土地統計調査」より作成
 (※国勢調査と高齢単独世帯の総数が異なる)

一般世帯のうち、6歳未満世帯員のいる核家族世帯は、船橋、砧、北烏山で1千世帯を超えて多く、特にファミリー層が多いことが分かる。

一方、高齢単独世帯では、船橋、北烏山、松原、奥沢、南烏山が上位5町となっている。また、丁目別に分布を確認すると、松原を含む北沢地域や奥沢を含む玉川地域の一部等を中心に、区東部において高齢単独世帯が比較的多くなっていることが分かる。

平成 27 年 6 歳未満世帯員のいる核家族、高齢単独世帯数上位 5 町

6 歳未満世帯員のいる核家族世帯数			高齢単独世帯数		
上位 5 町名	実数	割合	上位 5 町名	実数	割合
船橋	1,237	3.9%	船橋	1,552	3.9%
砧	1,079	3.4%	北烏山	1,414	3.5%
北烏山	1,050	3.3%	松原	1,412	3.5%
等々力	961	3.0%	奥沢	1,365	3.4%
千歳台	921	2.9%	南烏山	1,351	3.4%

出典：総務省「平成 27 年国勢調査」より作成

2. 立地環境

■さまざまな顔を持つ都市

世田谷区は、東京都区部の南西部に位置しており、区内には、京王線、小田急線、京王井の頭線、東急田園都市線、東急東横線、東急大井町線、東急目黒線、東急世田谷線の8つの鉄道路線が走っている。新宿区や渋谷区といった都内のターミナル駅が位置する場所へのアクセス性に優れている。道路網では、東西方向に国道246号、南北方向には環状7号線及び環状8号線が走っている。

面積は、23区内で大田区に次ぐ規模を有しており、成城や田園調布、代沢等は閑静な住宅街、下北沢や三軒茶屋、二子玉川はさまざまな個店や商業施設を有する商業地、豊かな自然も残っている等、さまざまな都市機能を有し、地域によって違った顔を持っていることが大きな特徴である。

世田谷区における鉄道は、東西方向に発達しており、南北方向はバス交通によって補完されているのが現状である。しかし「世田谷区交通まちづくり基本計画」によると、公共交通不便地域は区内のうち19.6%となっており、区西部を中心に交通利便性が低くなっていることがうかがえる。

公共交通不便地域の状況

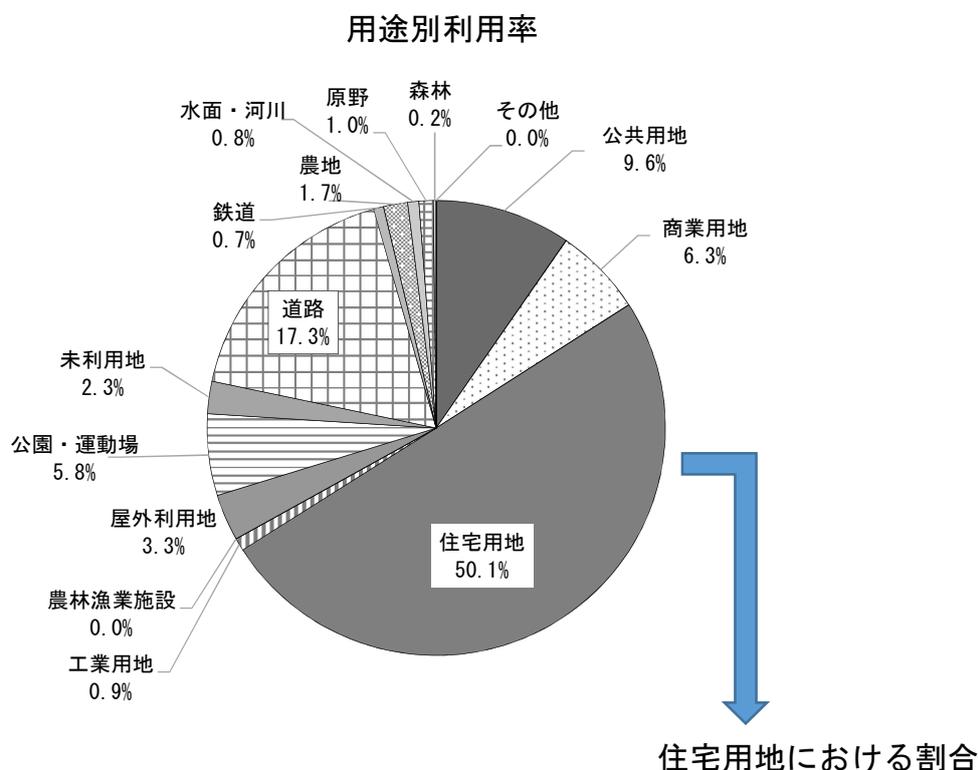


出典：世田谷区「平成27年交通まちづくり基本計画」より抜粋

■全土地面積のうち7割弱が宅地、5割が住宅用地として利用されている

区内の土地利用をみると、全土地面積 5,804.9ha のうち、66.9%が宅地として利用されている。またこれら宅地のうち、住宅用地は 2,906.5ha となっており、全土地面積でも 50.1%と概ね半分の面積が住宅用地として利用されている。住宅用地のうち、約6割が独立住宅用地、残り4割が集合住宅用地となっている。

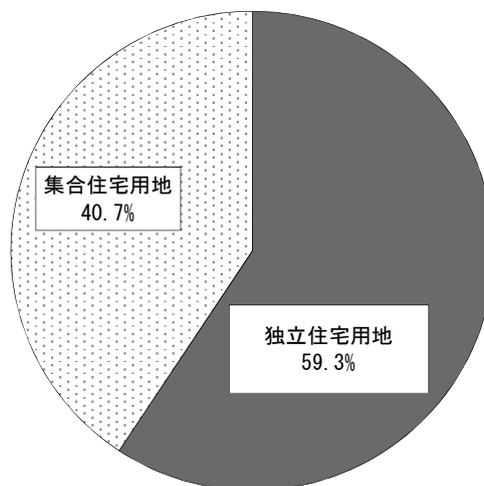
平成 18～23 年の土地利用構成の推移では、専用住宅は 0.2 ポイント減、集合住宅は 1.7 ポイント増となっており、集合住宅用地の増加がみられ、宅地化が進行していることがうかがえる。なお、区部における宅地利用の内訳を比較すると、杉並区、練馬区、中野区に次いで住宅用地が多くなっており、世田谷区が住宅都市としての側面を有していることがうかがえる。



土地利用構成割合の推移（宅地のみ・%）

	H18	H23	H28	
公共系	9.3	9.5	9.6	
住居系	専用住宅	29.8	29.9	29.7
	集合住宅	18.7	19.5	20.4
商業系	6.7	6.4	6.3	
工業系	1.4	1.1	0.9	
農業系	0.0	0.0	0.0	

出典：世田谷区「土地利用現況 2016」より作成



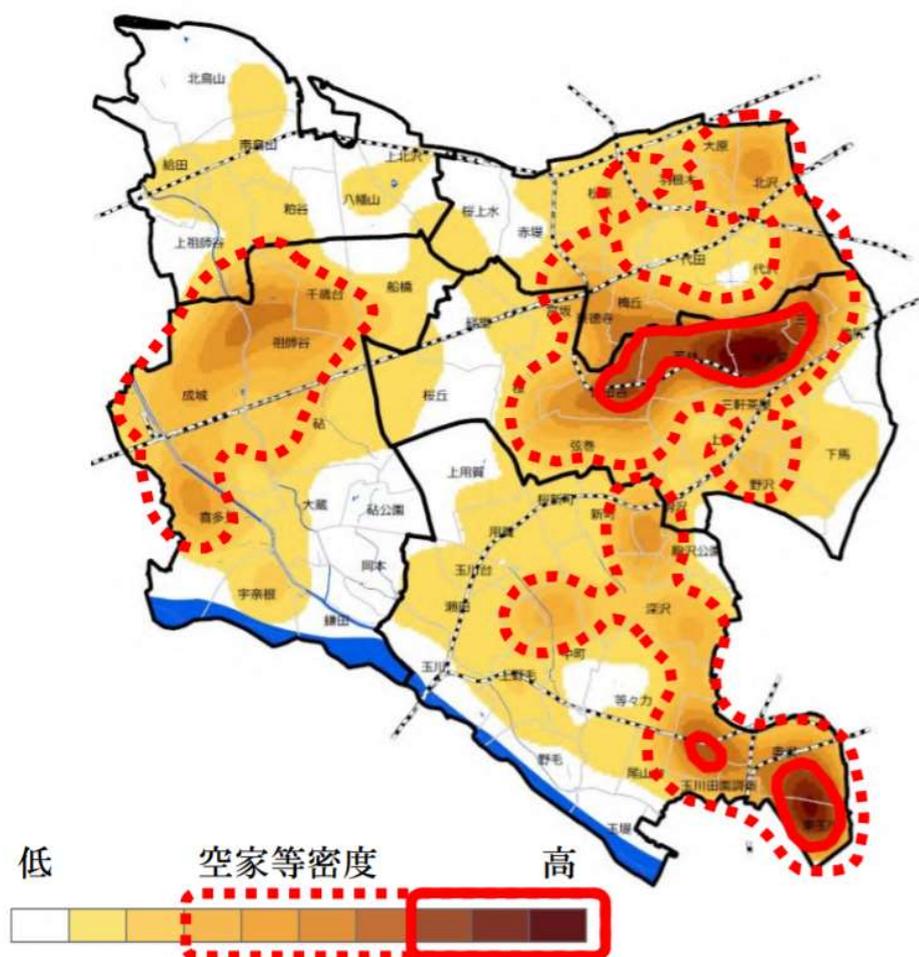
出典：世田谷区「土地利用現況 2016」より作成

■「世田谷、若林、太子堂」「東玉川、奥沢」「成城、祖師谷」付近で空家等密度が高い

平成 25 年時点、全国の空き家率平均値は 13.5% となっており、都の平均では 11.1% となっている。その一方、世田谷区は 10.4% とやや低い値となっているが、世田谷区では平成 28 年度以降、「空家等現地調査」を行い、世田谷区内の空家件数を把握したところ、平成 23 年度には 277 棟だったものが、平成 29 年度には、966 棟となり、区内全域での空家等の増加が懸念される。

空家等は区内全域に分布しているが、特に「世田谷・若林・太子堂」「東玉川・奥沢」「成城・祖師谷」の付近で多い傾向がみられる。

空家等の密度分布

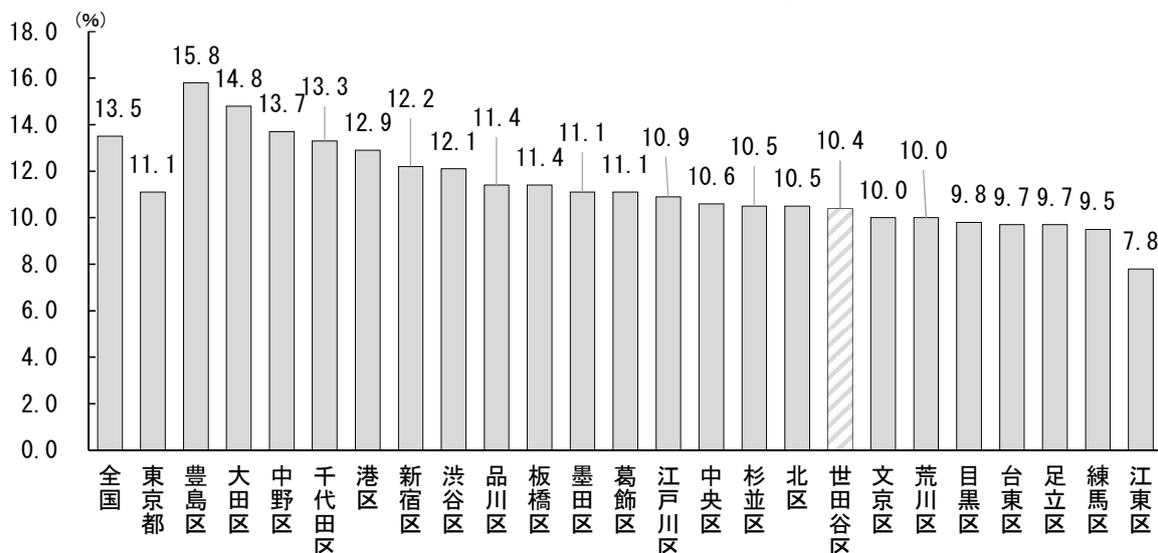


出典：世田谷区「平成 30 年空家等対策計画」より抜粋

世田谷区内の空き家総戸数は、総務省による「平成 25 年住宅・土地統計調査」では、約 52,600 戸となっており、住宅総戸数に対する割合は微増にとどまっているものの、平成 20～25 年の直近の 5 年間では、約 18,000 戸の増加がみられる。

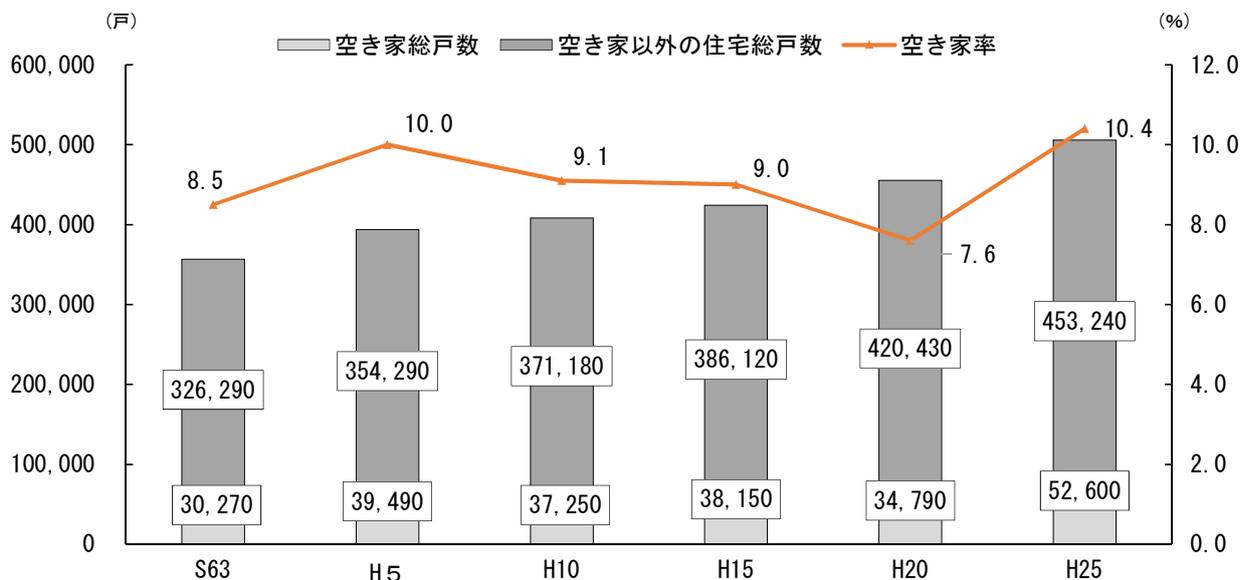
今後、緩やかな人口増が見込まれる世田谷区においても、高齢化が進むにつれて、空き家が増加していくことが懸念される。

平成 25 年 全国及び 23 区の空き家率比較



出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査」より作成

区内住宅総戸数及び空き家総戸数・空き家率の推移



出典：総務省「各年住宅・土地統計調査」より作成

交通アクセス

- ・世田谷区は、東京 23 区中の西南部に位置しており、都心である東京駅まで約 9 ～18km、新宿・渋谷までは約 1 ～10km の距離にある。後背には東京西部の市部、神奈川県川崎市に隣接している。
- ・特に 3 つの副都心核（新宿、渋谷、大崎）に対して主に東西を走る良好な鉄道アクセス環境を持ち、都心に近い住宅都市としての立地特性を持つ。環状 7 号線、環状 8 号線が区の中央を南北に横断しており、井の頭線、小田急線、田園都市線、京王線を中心に鉄道が東西に延びる。

■世田谷区を取り巻く交通網



出典：「平成 26 年 世田谷区 都市計画マスタープラン」

道路

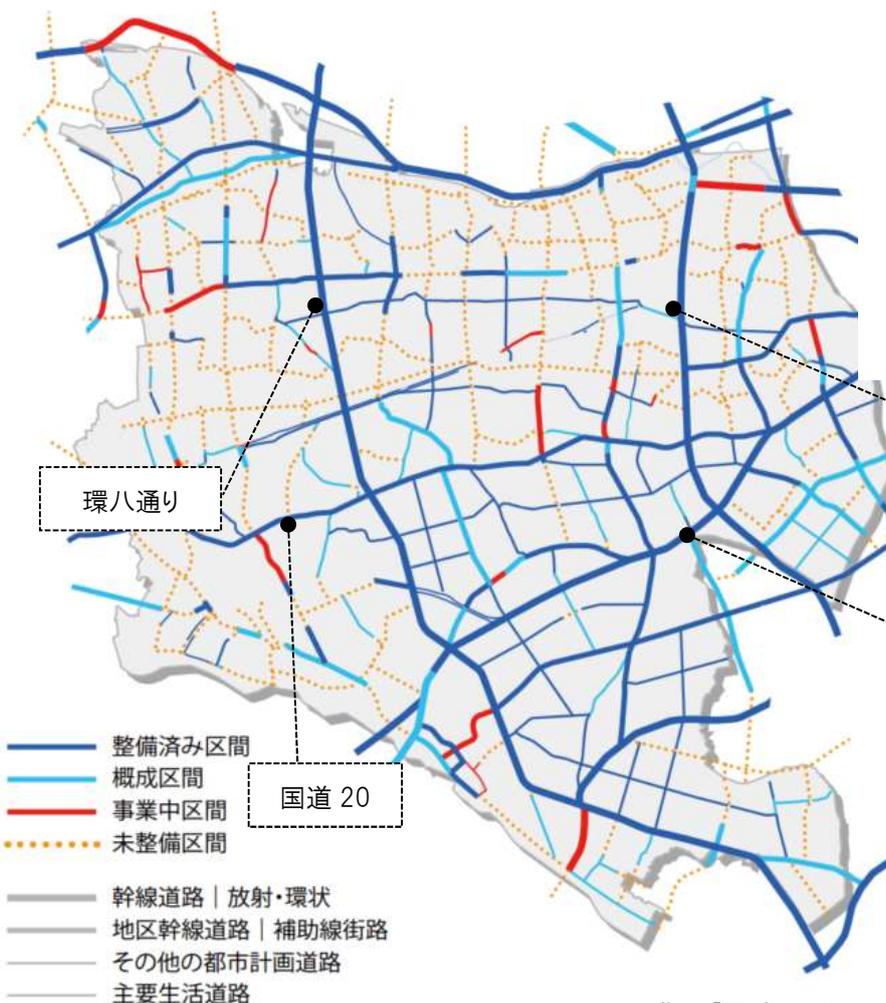
- ・世田谷区には、4 路線の幹線道路が通っており、東西に国道 246 号、国道 20 号が、南北に環七通り、環八通りが走っている。高速道路は、首都高速 3 号渋谷線、4 号新宿線及び東名高速道路、中央自動車道が通る。
- ・昭和 39 年に開催された東京オリンピックを契機として、環七通り、環八通り、国道 246 号、国道 20 号等の幹線道路の整備が始まり、現在では約 9 割が完成しているが、これらの道路を補完する地区幹線道路及び主要生活道路の整備率は 4 割弱に留まっている。

■世田谷区の地区幹線道路と主要生活道路

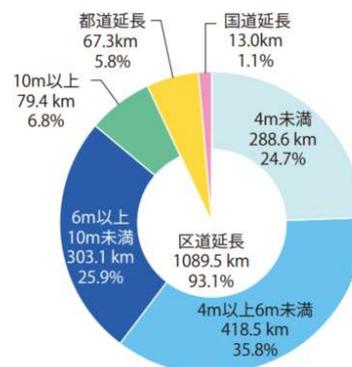
路線種別	計画延長(km)	完成(km)	概成(km)	事業中(km)	完成率(%)
地区幹線道路	92.1	32.4	17.8	5.0	35.2
主要生活道路	113.6	41.7	22.0	3.1	36.8
合計	205.7	74.1	39.8	8.1	36.0

出典：「平成 27 年 世田谷区 交通まちづくり基本計画」より作成

■都市計画道路、主要生活道路の整備状況



■区内幅員別道路延長



出典：「平成 26 年 世田谷区 道づくりプラン」

鉄道

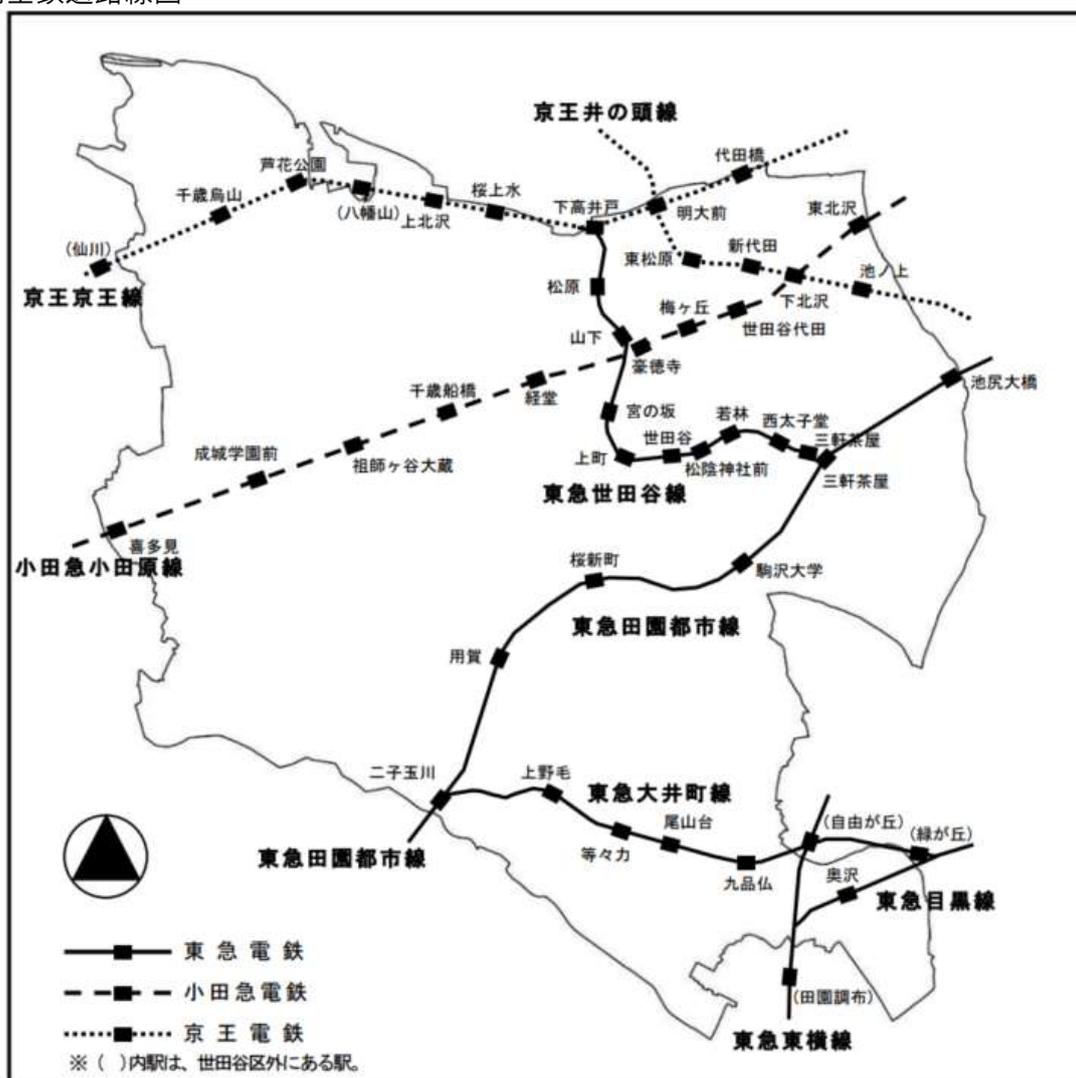
- ・世田谷区には、京王線、小田急線、東急田園都市線、京王井の頭線、東急大井町線、東急世田谷線、東急目黒線が走り、区内の路線延長は約 37 km、41 の駅があるが世田谷線を除いた路線はそれぞれ都心方面への路線であり、南北方向に区内を移動する路線は少ない。
- ・1 日の乗降客数が 10 万人を超えるのは、下北沢駅と三軒茶屋駅、二子玉川駅の 3 駅である。

■区内主要駅の平均乗降客数(乗降客数 40,000 人以上のみ)

駅名	乗降客数(人)	駅名	乗降客数(人)
明大前	91,026	用賀	61,348
下高井戸	44,039	二子玉川	129,146
千歳烏山	75,913	経堂	72,796
下北沢	114,056	千歳船橋	54,855
三軒茶屋	128,407	祖師ヶ谷大蔵	46,510
桜新町	68,794	成城学園前	86,518

出典：「各鉄道 HP」より作成

■区内全鉄道路線図

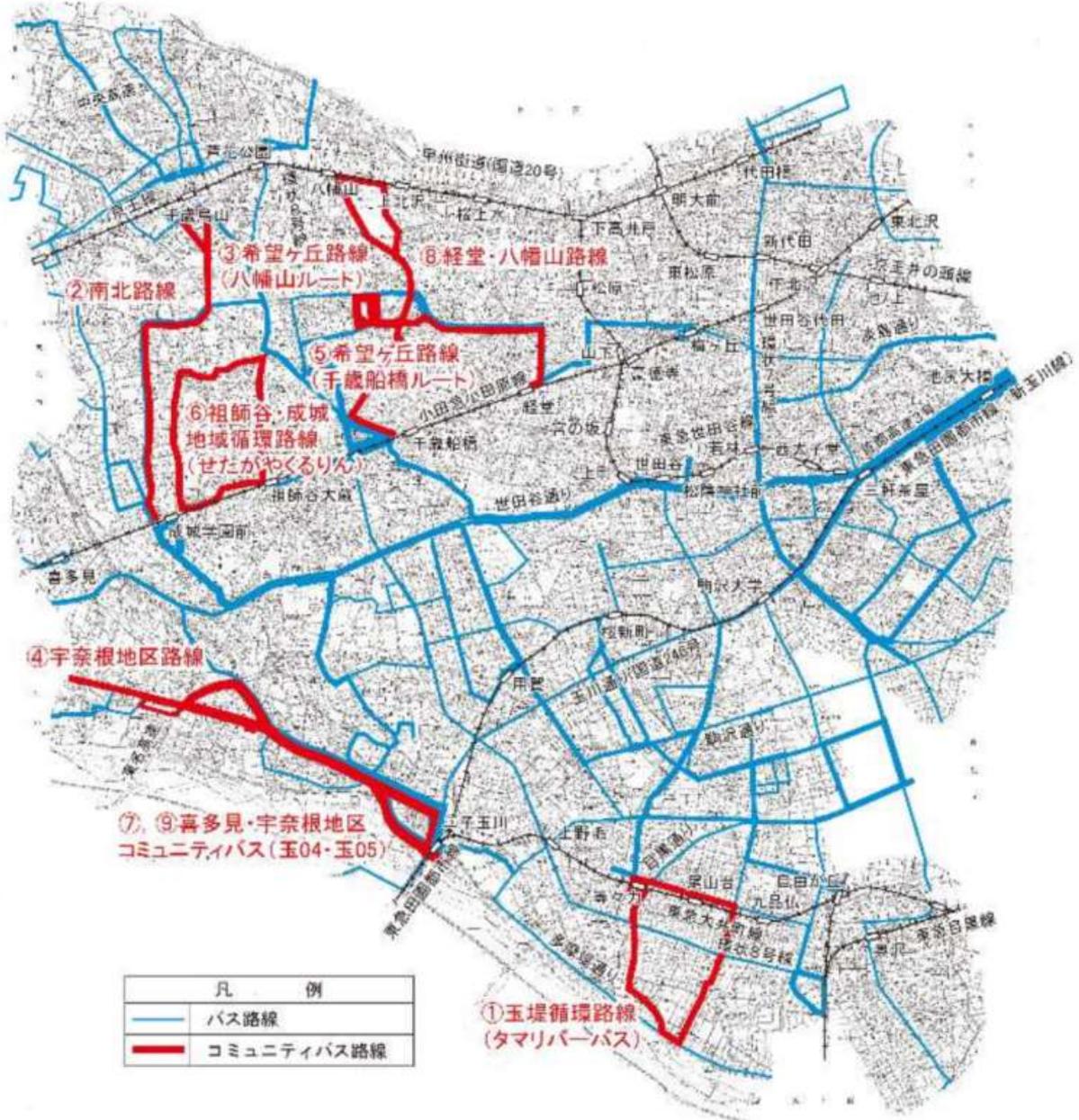


出典：「平成 26 年 世田谷区における公共交通について」

バス

- ・世田谷区では、4社・1局(東急、小田急、京王、関東、都交通局)の運行により、現在では78のバス路線が敷かれている。
- ・公共交通不便地域の解消や南北交通の強化などのため、平成10年からコミュニティバスの運行に関わり、9路線のコミュニティバスが運行している。コミュニティバスの年間輸送人員は、平成11年以降、路線数の増加にあわせて増加しているが、中には輸送人員が減少傾向の路線もある。

■区内全バス路線図



出典：「平成27年 世田谷区 交通まちづくり基本計画」

公共施設等立地状況

- ・これまで世田谷区では、「指定管理者制度の導入」「施設維持管理の委託」「PPS・ESCO事業の導入」等による効率的な維持管理を行い、老朽化の状況を踏まえ施設を複合化してきた。これにより、必要な施設機能を整備しながら施設（建物）数の増加を抑制する等、効果的な施設整備に取り組んできたが、把握する公共施設数は約 855 施設で、総延床面積は未だ増加傾向にある。
- ・「公共施設白書 2013」によれば、区が保有・管理する公共施設は老朽化の影響を受け、現在の施設をそのまま維持するだけでも、今後 30 年間に、改築・改修で年平均 163 億円（総額 4,875 億円）の費用が試算されている。このため、利用状況などを踏まえ効率的な活用を検討するため、①同種施設機能の再編などによる「配置の見直し」、②合築・複合化等による「施設総量の抑制」、③計画的な予防保全として「既存施設等の有効活用」、④維持管理経費や建設コストの縮減等での「経費抑制」、⑤施設情報の一元管理等による「公共施設マネジメントの推進」が目標とされている。

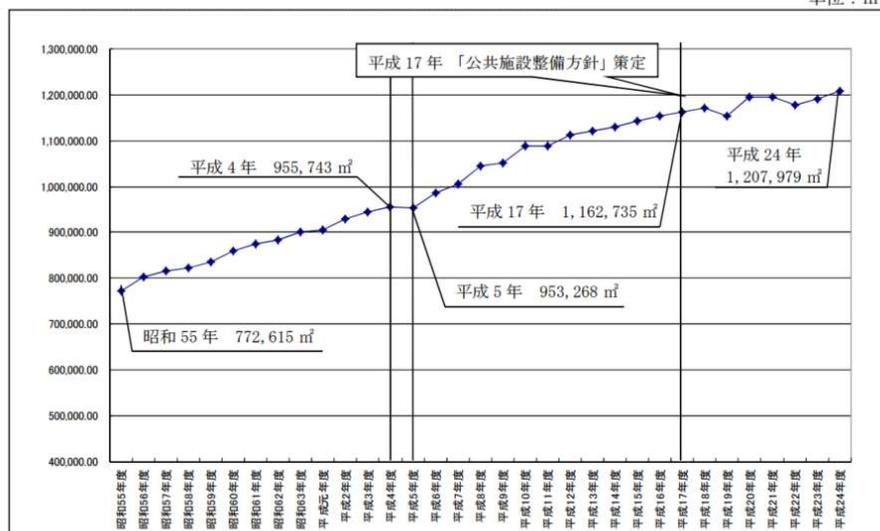
■機能別施設数

平成 25 年 4 月 1 日現在 （単位：施設）

用途	施設数	備考
庁舎等	58	庁舎、総合支所、出張所・まちづくりセンター 等
区民集会施設	98	区民会館、区民センター、地区会館 等
防災施設	19	広域用防災倉庫、水防倉庫 等
交流施設	2	区民健康村施設
文化・学習施設	39	図書館、美術館、文学館、教育センター 等
スポーツ施設	23	運動場、温水プール、公園内スポーツ施設 等
リサイクル関連施設	6	リサイクル啓発施設、中継所 等
高齢者施設	90	あんしんすこやかセンター、通所介護施設 等
障害者施設	48	相談施設、障害者日中利用施設 等
児童福祉施設	170	保育園、児童館、新BOP 等
その他福祉施設	7	母子生活支援施設、ボランティア施設 等
自転車対策施設	65	自転車等駐車場、レンタサイクルポート 等
住宅施設	61	区営住宅、特定公共賃貸住宅 等
学校教育施設	113	幼稚園、小学校、中学校 等
その他の施設	56	保健センター、職員住宅、倉庫、公衆便所 等
合計	855	

■保有施設の総延床面積の推移

単位：㎡



出典：「平成 25 年 世田谷区 公共施設白書」

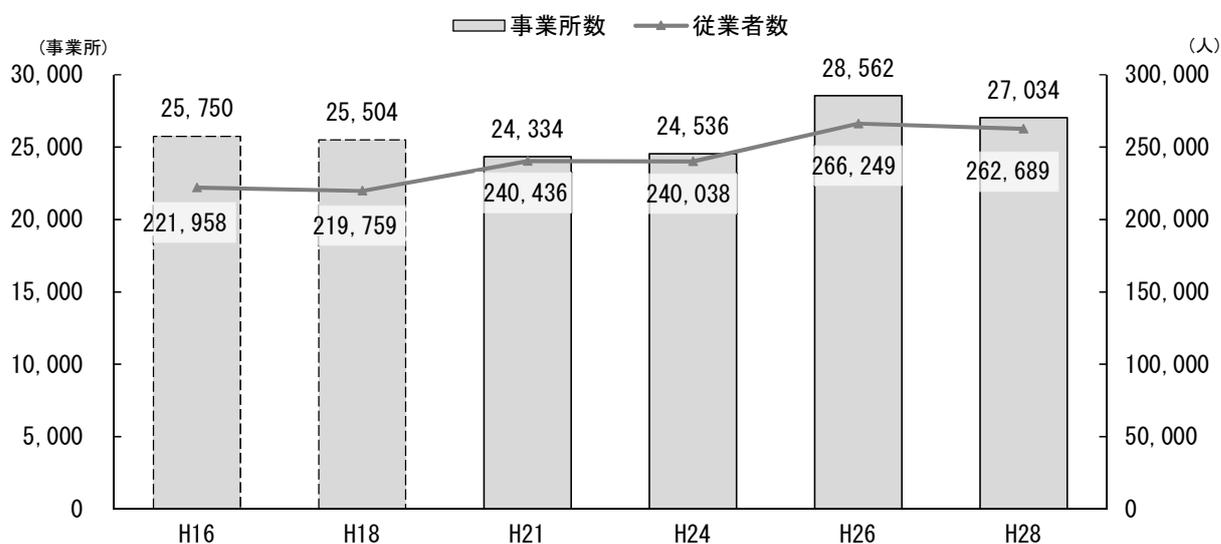
3. 事業所・労働者

■区民生活に関わりのある小売業等の構成割合が高い

世田谷区の事業所数は平成 28 年現在 27,034 事業所、従業者数は 262,689 人となっている。平成 26～28 年の 2 年間で比較すると、事業所数・従業者数は共に減少しているが、平成 24 年以降では増加している。

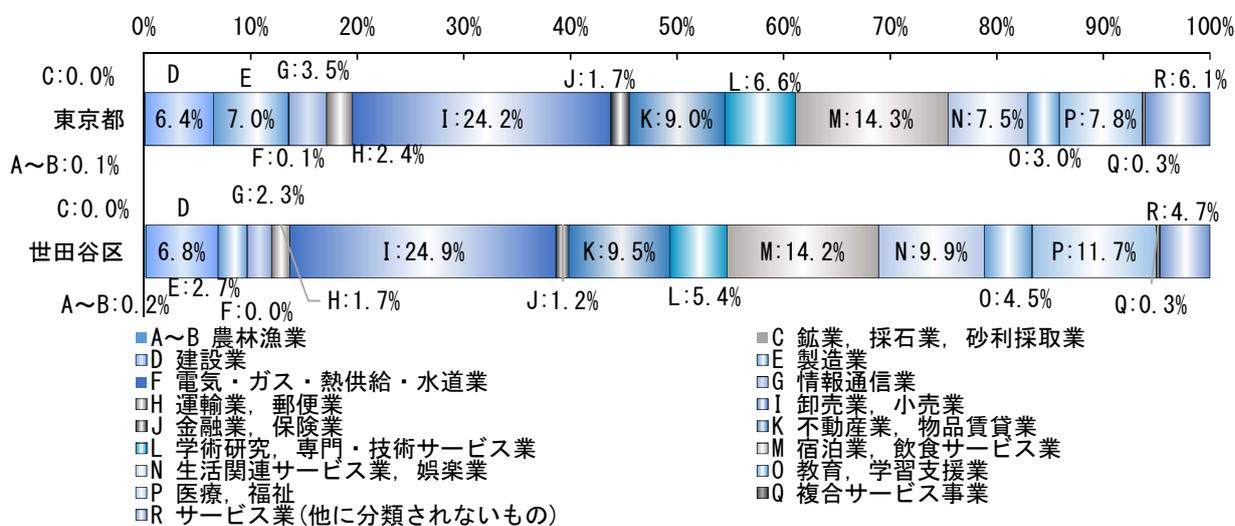
事業所構成では、世田谷区は卸売業、小売業の割合が最も多く、都平均と比較しても、0.7%高くなっている。その他、都平均と比較すると、生活関連サービス業や教育、学習支援業、医療、福祉といった産業割合が高く、世田谷区の特徴となっている。

事業所及び従業者数の推移



出典：総務省「平成 16 年、平成 18 年事業所・企業統計調査」
 総務省「平成 21 年、平成 26 年経済センサス基礎調査，平成 24 年、平成 28 年経済センサス活動調査」より作成

平成 28 年 都及び世田谷区の事業所業種構成比較



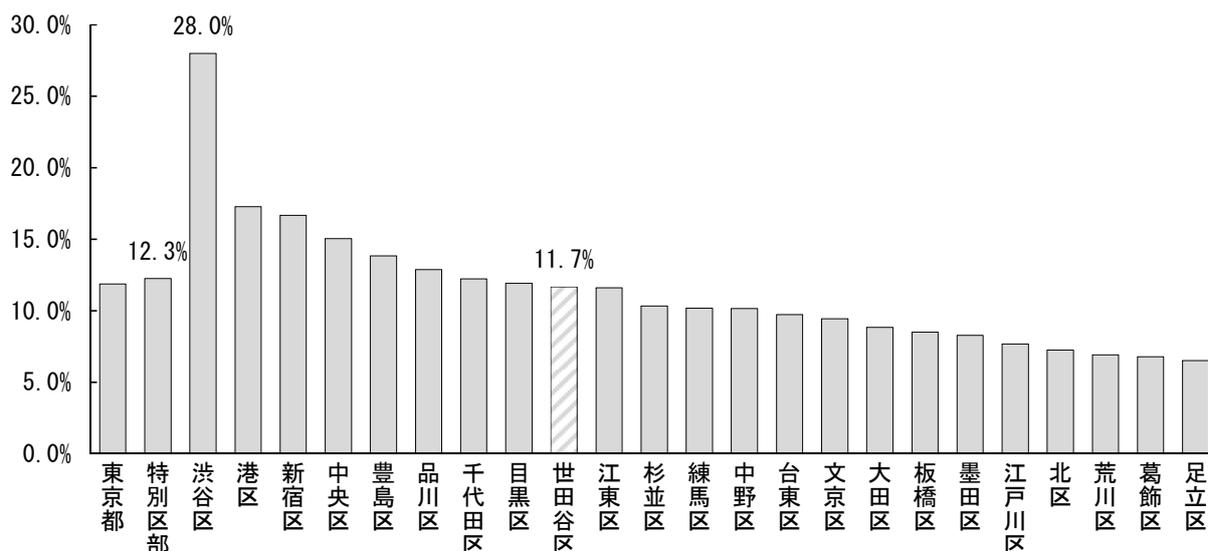
出典：総務省「平成 28 年経済センサス活動調査」より作成

■都平均と近い開廃業率、廃業率が開業率を上回る

経済センサスを基に、23区における事業所の開廃業率※を比較すると、世田谷区は開業率が11.7%、廃業率が19.8%となっており、特別区部（23区平均）とほぼ類似した数値となっている。

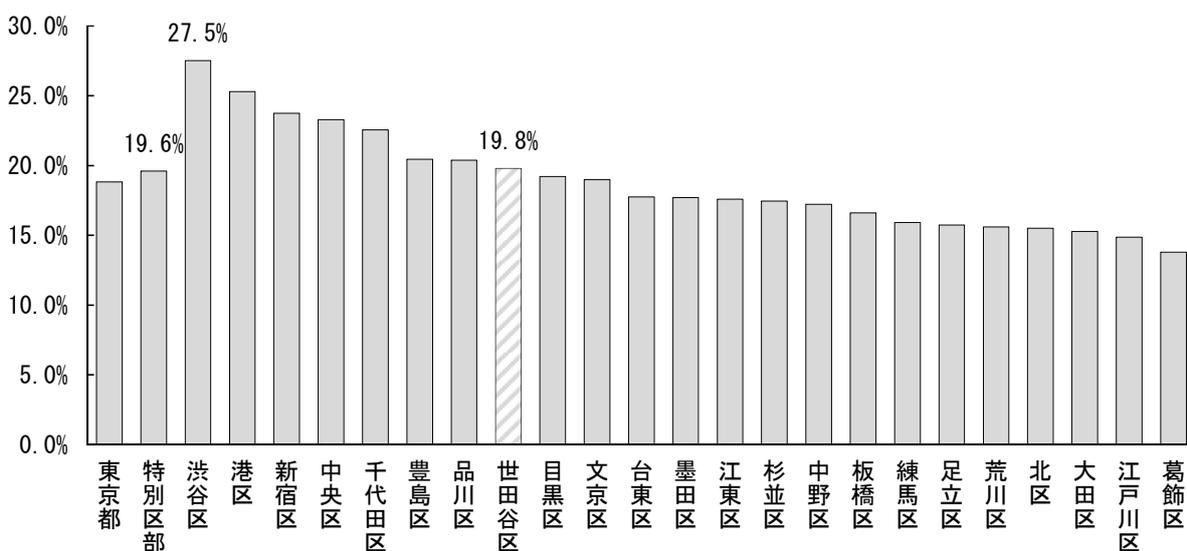
世田谷区に隣接する渋谷区では、開業率が28.0%、廃業率が27.5%とともに群を抜いて高く、事業所の新陳代謝が進んでいることがうかがえる。

23区における開業率比較（平成26～28年における約2カ年分実績）



出典：総務省「平成26年経済センサス基礎調査、平成28年経済センサス活動調査」より作成

23区における廃業率比較（平成26～28年における約2カ年分実績）



出典：総務省「平成26年経済センサス基礎調査、平成28年経済センサス活動調査」より作成

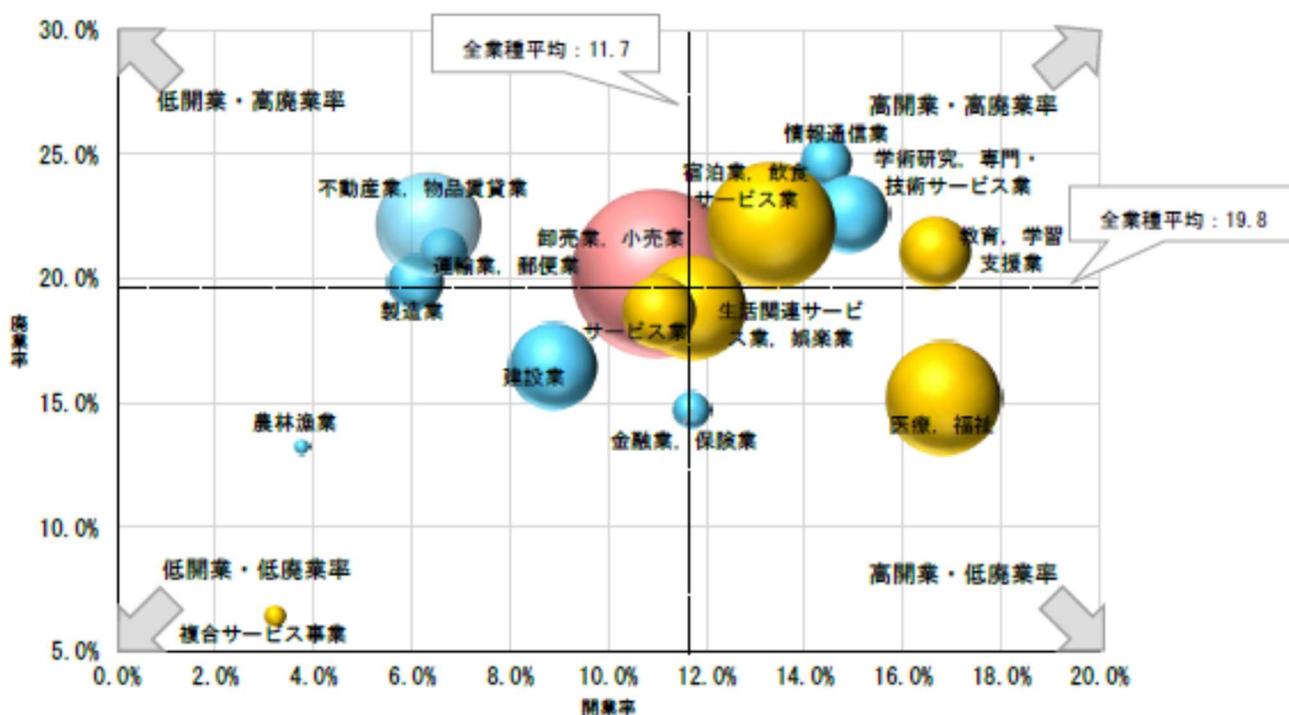
(※参考) 開廃業率は平成28年経済センサス活動調査、平成26年経済センサス基礎調査の期間中の開廃業から算出している。新設・廃業事業所数/平成26年事業所数×100(%)。なお次ページにおける業種別開廃業率のうち、元々の事業所数が少ない業種やデータ値がないものについては省略している。

区内民営事業所の業種別で開業率・廃業率をみると、情報通信業や学術研究, 専門・技術サービス業や宿泊業, 飲食サービス業、教育, 学習支援業等が高開業・高廃業率グループに位置しており、特に事業所の入れ替わりが相対的に速いことが分かる。

建設業は、低開業・低廃業率グループに位置しており、入れ替わりが比較的少ないことが分かる。また、医療, 福祉は高開業・低廃業率グループに位置しており、廃業する事業所割合が相対的に少ないとともに、開業率が高く需要の高い業種であることが確認できる。不動産業, 物品賃貸業や製造業、卸売業, 小売業等の業種は低開業・高廃業率グループに位置・近接しており、これらの業種が区内廃業率を高めていると考えられる。

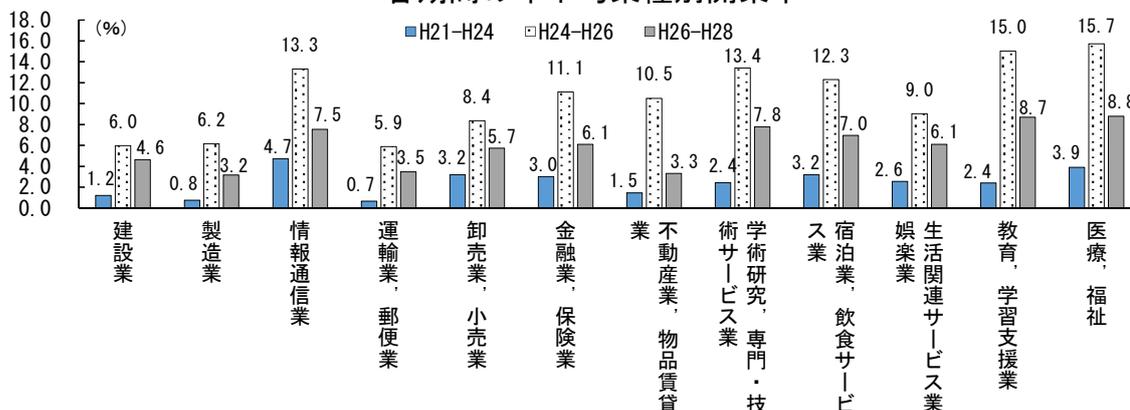
また、経済センサス各調査期間中の業種別開業率を時系列でみると、特に教育, 学習支援業、医療, 福祉等の業種では平成 24~26 年間の開業率が極めて高く、平成 26~28 年間の間に関しても高い水準を維持していることがうかがえる。

図 3-3-5 区内業種別・開業率及び廃業率（平成 26~28 年における約 2 カ年分実績）



出典：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査、平成 28 年経済センサス活動調査」より作成

各期間の年平均業種別開業率



出典：総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査、平成 24 年経済センサス活動調査、平成 26 年経済センサス基礎調査、平成 28 年経済センサス活動調査」より作成

■区内の労働力人口は多い反面、労働力率は都平均を下回る

平成 27 年国勢調査では、区内労働力人口の総数は、362,123 人となっており、世田谷区は周辺区と比較して、最も多くの労働力を有している。ただし、労働力率では、63.1%と都平均をやや下回っており、周辺区と比較しても練馬区に次いで低い値となっている。また、完全失業者数は 11,991 人となっており、大田区に次いで多くなっている。

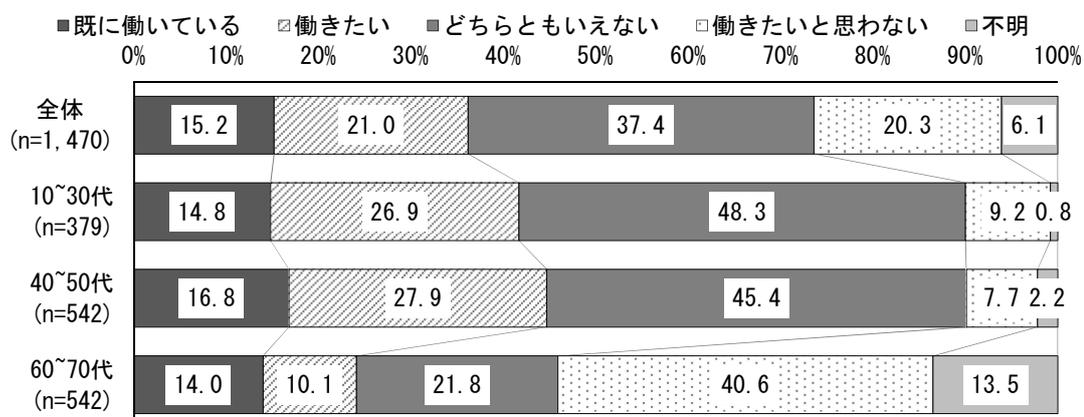
区民の区内就労意向では、全体では 21.0%、10~30 代で 26.9%、40~50 代で 27.9%と相対的に中年層で就労意向が高くなっている。また、60 歳以上のシニア層においては他年代と比べ少ないものの、10%前後の区民が区内就労意向を持っている。

平成 27 年 23 区部における労働力人口比較

	総数 (人) (労働力状態)	労働力人口 (人)			非労働力人口 (人)			労働力率 (%) ※不詳除く
		総数	就業者数	完全失業者数	家事	通学	その他	
東京都	11,739,671	6,094,436	5,858,959	235,477	1,391,795	611,617	1,494,179	63.5%
世田谷区	757,829	362,123	350,132	11,991	90,672	41,701	79,478	63.1%
品川区	334,866	188,996	182,766	6,230	35,838	13,188	35,714	69.0%
目黒区	246,808	123,429	119,587	3,842	27,383	11,046	23,624	66.5%
大田区	627,639	353,477	340,829	12,648	73,473	28,769	75,828	66.5%
渋谷区	192,480	96,066	92,718	3,348	18,508	7,379	17,890	68.7%
中野区	291,295	146,611	140,129	6,482	29,598	12,686	32,274	66.3%
杉並区	495,109	257,542	248,373	9,169	59,046	24,620	53,576	65.2%
練馬区	630,803	295,158	284,146	11,012	72,132	32,188	83,636	61.1%

出典：総務省「平成 27 年国勢調査」より作成

平成 28 年 区民の区内就労意向（年代別）

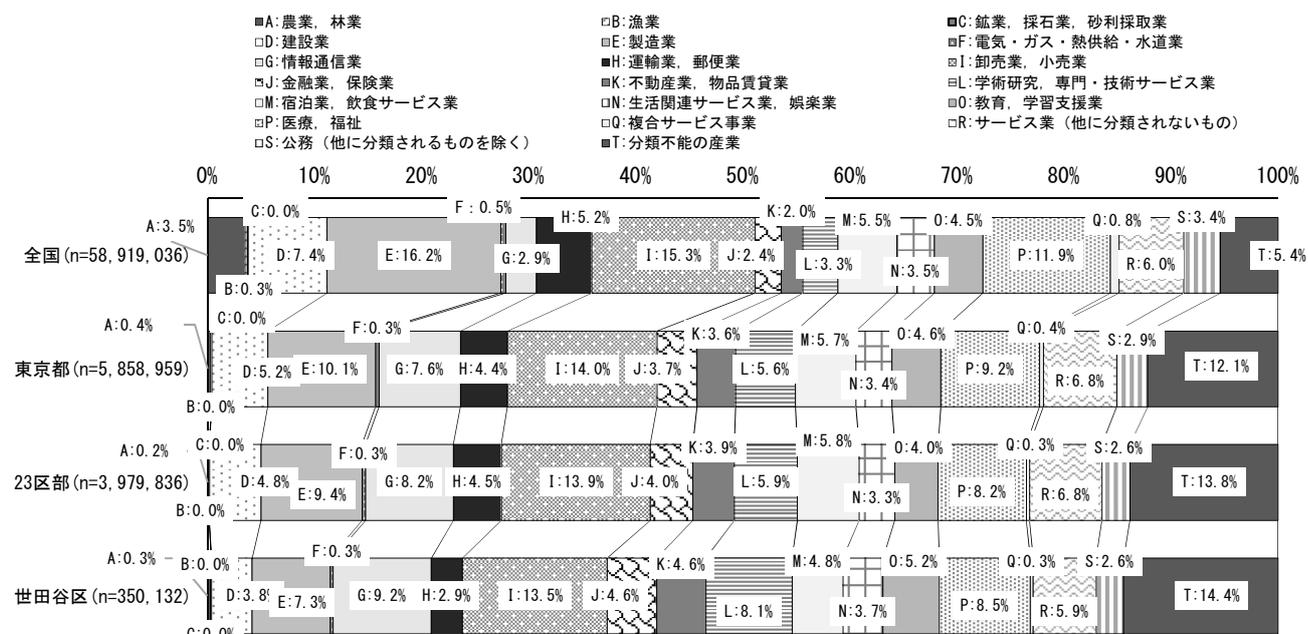


出典：世田谷区「平成 28 年世田谷区産業基礎調査」より作成

区内就労者の従事する業種は、全国・東京都・23区部と比較して、世田谷区は製造業に従事する就労者数が相対的に少なくなっているものの、金融業、保険業や不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門技術サービス業において、23区部を上回る就労者割合となっている。

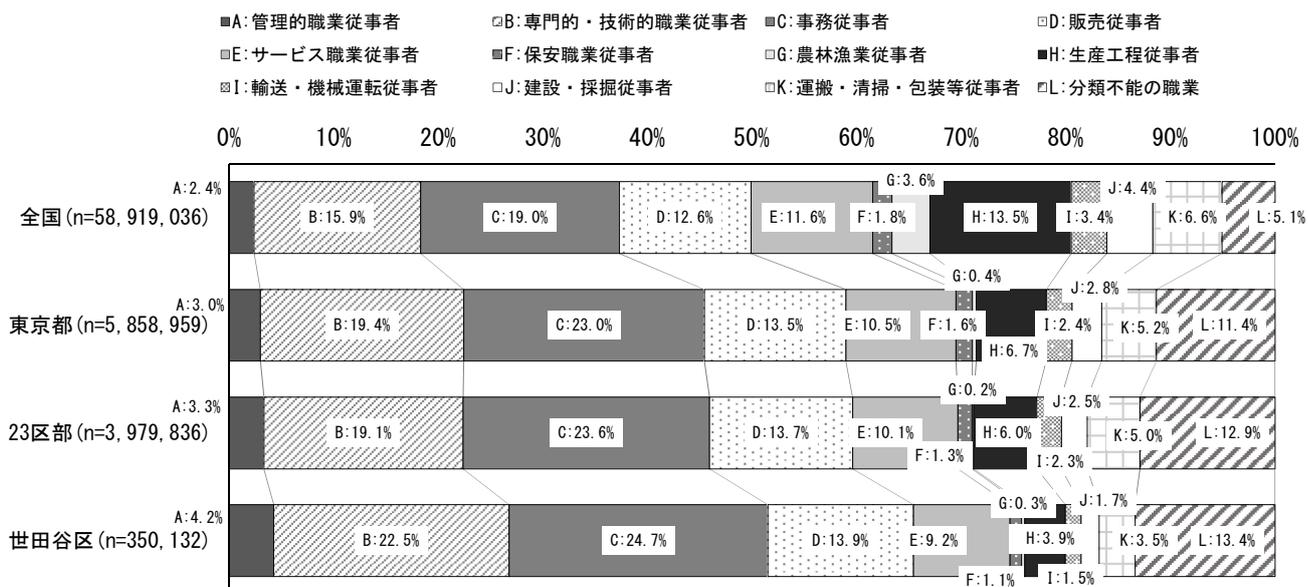
職業別にみると、管理的職業従事者、専門的・技術的職業従事者等といった職業に従事する居住者が多いといった特徴がある。

平成 27 年 居住者の従事業種比較



出典：総務省「平成 27 年国勢調査」より作成

平成 27 年 居住者の従事職業比較



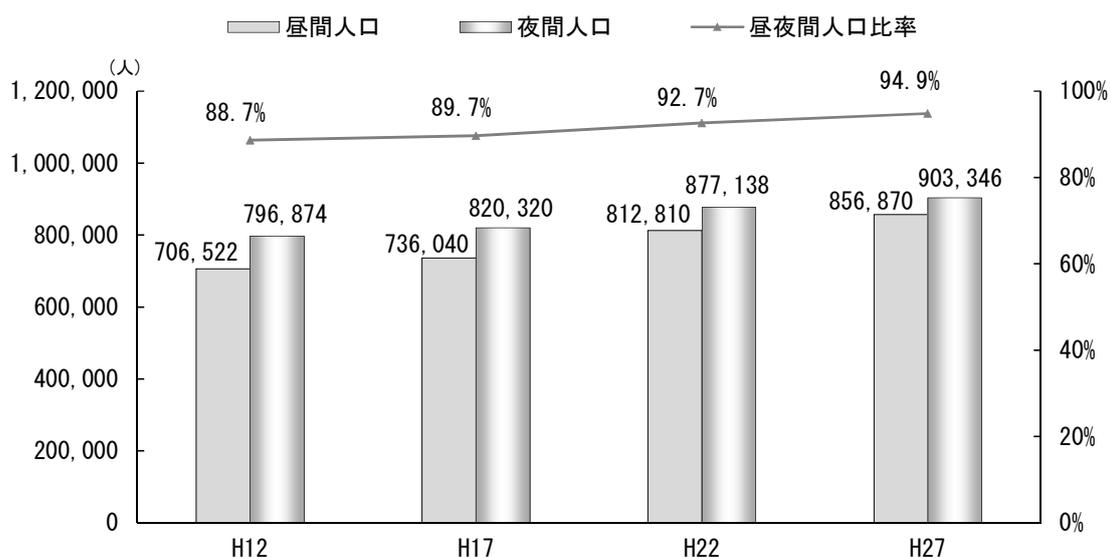
出典：総務省「平成 27 年国勢調査」より作成

■昼夜間人口比率が100%に近づくが、区外へ通勤・通学する区民が多い

昼夜間人口比率は、平成12年には88.7%となっていたが、平成27年には94.9%と徐々に100%に近づきつつある。これは、世田谷区が住宅都市という性格を有しながらも区内で働く場所が増加し、区内外から働きに来る人々が増加しつつある傾向がうかがえる。

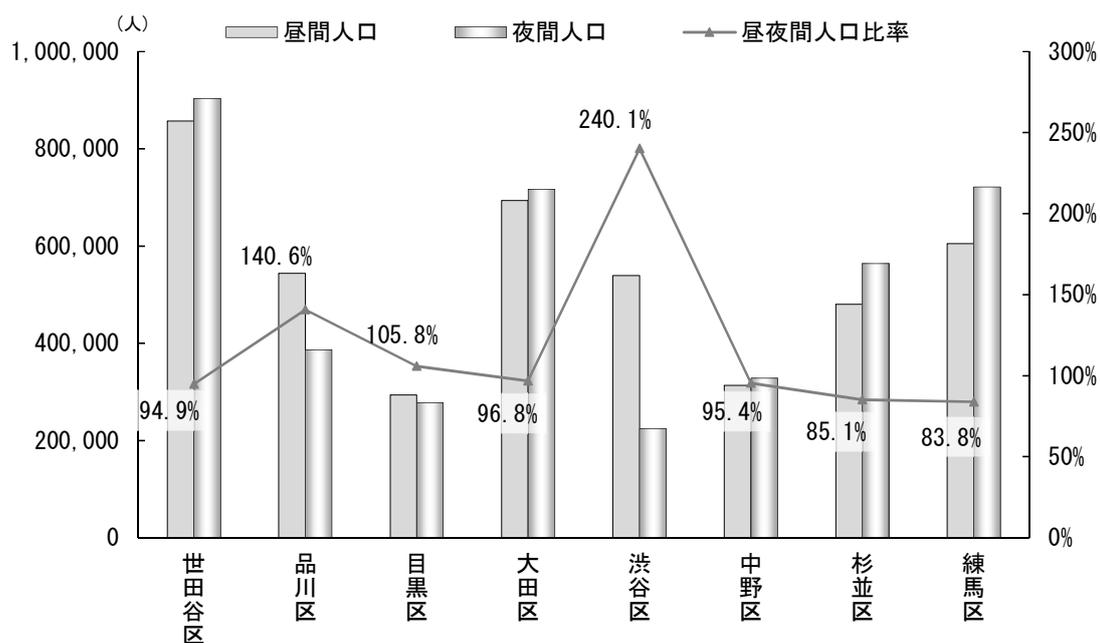
一方で、周辺区と比較すると、渋谷区(240.1%)、品川区(140.6%)、目黒区(105.8%)等が世田谷区の昼夜間人口比率を超えている。

通勤・通学に伴う区外流出状況



出典：総務省「各年国勢調査」より作成

平成27年 昼夜間人口及び比率の比較

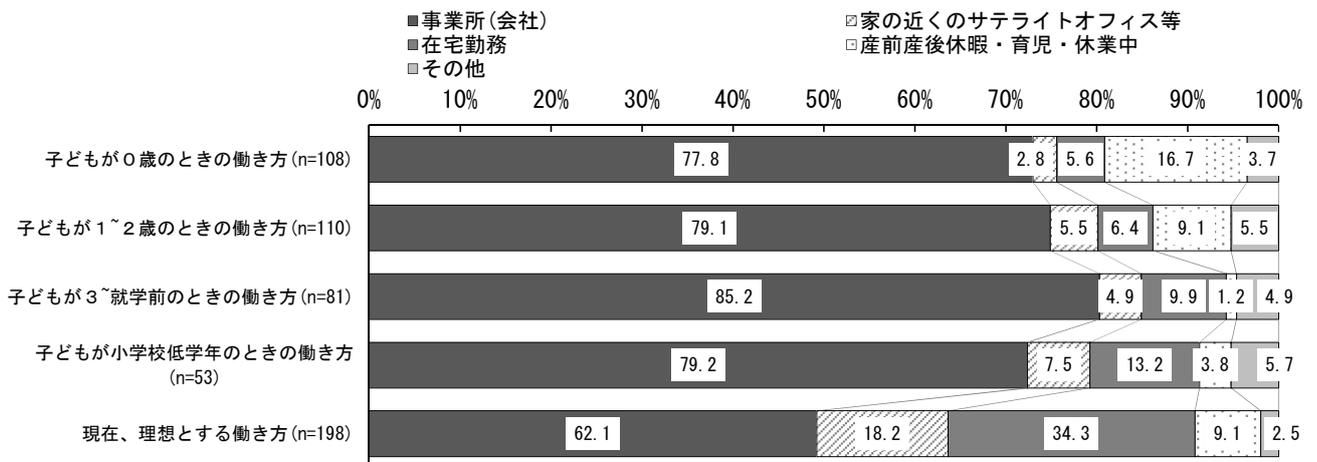


出典：総務省「平成27年国勢調査」より作成

子育て中の区民に対し、望ましい勤務場所について聞いたところ、子どもの年齢等に左右されず、理想とする働き方は、「在宅勤務」が34.3%、「家の近くのサテライトオフィス等」が18.2%となっている。これは、必ずしも事業所（会社）で働くのではなく、在宅勤務やサテライトオフィス等の利用を通じた、多様な働き方を望む区民が一定層存在することを示している。

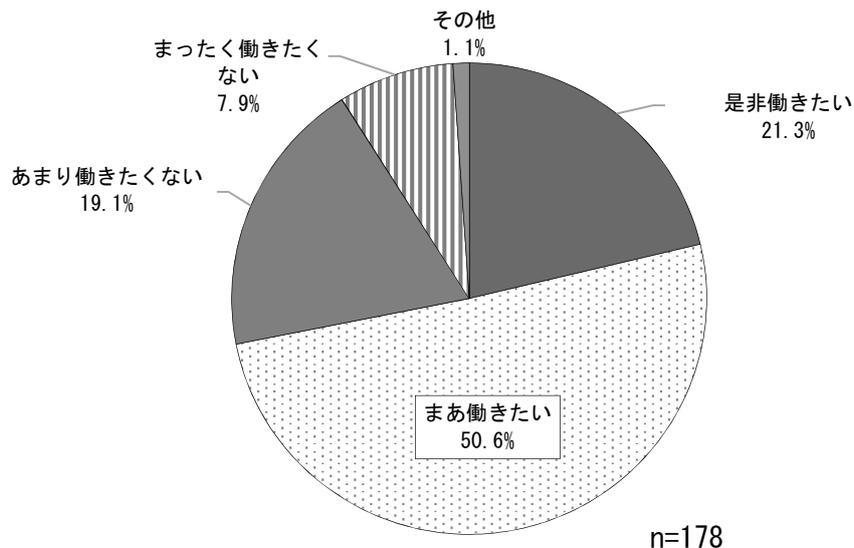
そこで、実際に希望する環境や条件（テレワーク等）が整っている場合、「是非働きたい」「まあ働きたい」と考える区民は全体で7割を超え、今後環境が整っていくことで、多様な働き方をする区民が多くなることが想定される。

平成 29 年 区民の勤務場所（子どもの年齢別）



出典：世田谷区「平成 29 年働き方改革の推進と子育て・介護と仕事の両立に向けた多様な働き方に関する調査」より作成

平成 29 年 希望する環境や条件が整っている場合の労働意向 (現在働いていない区民・%)



出典：世田谷区「働き方改革の推進と子育て・介護と仕事の両立に向けた多様な働き方に関する調査」より作成

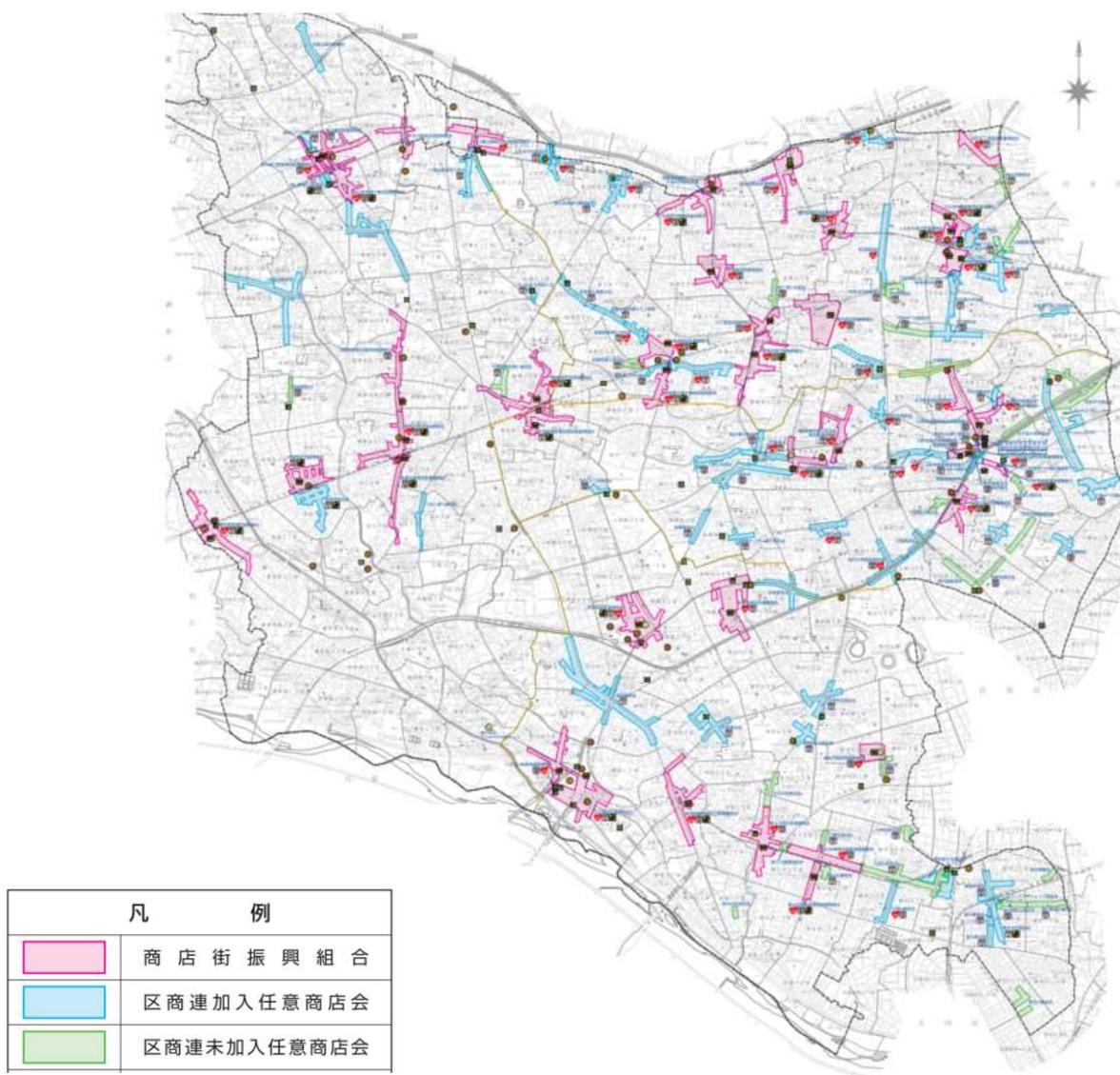
商店街

■23 区内の商店街数

	商店街数		商店街数		商店街数
世田谷区	138	江東区	53	北区	92
千代田区	45	品川区	104	荒川区	47
中央区	52	目黒区	67	板橋区	100
港区	60	大田区	151	練馬区	108
新宿区	106	渋谷区	76	足立区	93
文京区	67	中野区	76	葛飾区	99
台東区	106	杉並区	132	江戸川区	88
墨田区	41	豊島区	94		

出典：「平成 25 年 東京都商店街実態調査」より作成

■世田谷区内の商店街の分布



出典：「平成 25 年 世田谷区 商店街の分布」

区内上場企業

・区内上場企業は現時点で16社ある。このうち平成27年には楽天(株)が二子玉川に移転、楽天クリムゾンハウスとして二子玉川 RISE 横に立地している。従業員数を集約したことから、現在約12,000人程度が従業している。

■区内上場企業一覧

上場企業名	業態分類	市場	住所	従業員数	売上高
(株)コア	情報・通信	東証1部	三軒茶屋 1-22-3	1,405(連)	19,195
内外テック(株)	卸売業	JASDAQ	三軒茶屋 2-11-22	145	19,531
キーウェアソリューションズ(株)	情報・通信	東証2部	上北沢 5-37-18	1,079(連)	15,988
(株)ムロコーポレーション	輸送用機器	JASDAQ	上野毛 1-4-10	936(連)	18,700
東洋ドライレーブ(株)	化学	JASDAQ	代沢 1-26-4	348(連)	5,130
東邦ホールディングス(株)	卸売業	東証1部	代沢 5-2-1	7,969(連)	10,649
水道機工(株)	機械	JASDAQ	桜丘 5-48-16	178	10,580
(株)ビューティガレージ	卸売業	東証マザーズ	桜新町 1-34-25	188	8,398
ロイヤルホールディングス(株)	小売業	東証1部	桜新町 1-34-6	2,538(連)	12,857
MUTOHホールディングス(株)	電気機器	東証1部	池尻 3-1-3	744	23,475
(株)セコニックホールディングス	機械	東証2部	池尻 3-1-3	477(連)	9,065
楽天(株)	サービス業	東証1部	玉川 1-14-1	12,981(連)	713,555
SFPダイニング(株)	小売業	東証2部	玉川 2-21-1	861	14,076
(株)セック	情報・通信	JASDAQ	用賀 4-10-1	273	4,615
岡谷電機産業(株)	電気機器	東証1部	等々力 6-16-9	1,308(連)	11,326
いであ(株)	サービス業	東証2部	駒沢 3-15-1	842	4,623

出典：「各社HP」より作成

4. 農業・農地

■農地面積は減少し、農業従事者の高齢化が進む

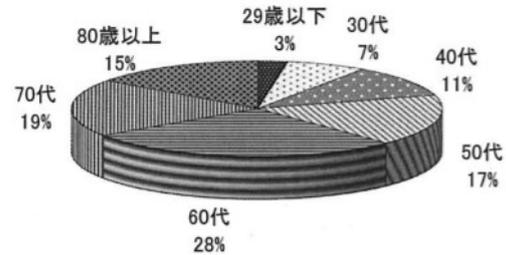
区内の宅地化農地面積は徐々に減少しており、農家1戸当たりの経営耕地面積をみると、東京23区及び区部と比較してもやや面積が少なく、約30a程度と小規模な農地が賦存している。

農業従事者数は、平成29年に724人、年代別にみると60代以上が6割以上を占め、高齢化が進んでいる。加えて後継者の年代層をみても、50代以上の占める割合が47.0%となっており、業種全体で高齢化が進んでいることがうかがえる。

今後、従事者の高齢化がますます進んでいくことで、農業の担い手不足が課題となってくると考えられる。

平成29年 農業従事者の年齢構成

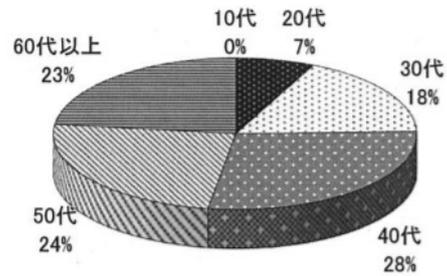
n=724



出典：世田谷区「平成29年農家基本調査」より抜粋

平成29年 後継者の年齢構成

n=135



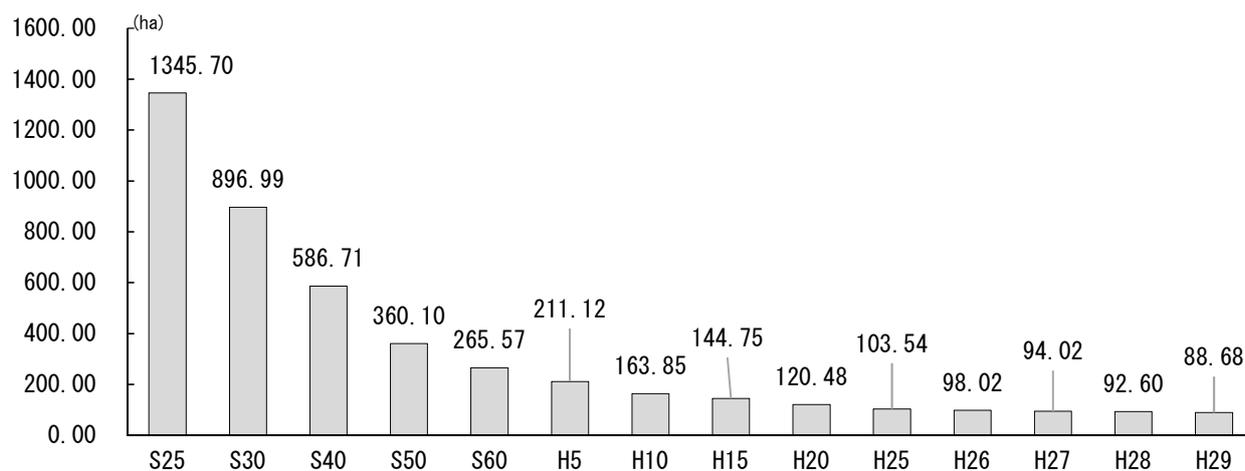
出典：世田谷区「平成29年農家基本調査」より抜粋

平成27年時点における周辺区との農家戸数等比較

	総農家(戸)	経営耕地面積(a)	農家1戸当たりの耕地面積(a)
総数(東京都)	11,222	491,809	43.8
区部	1,455	56,101	38.6
目黒区	12	278	23.2
大田区	10	368	36.8
世田谷区	342	9,987	29.2
渋谷区	1	χ	χ
杉並区	108	3,830	35.5

出典：農林水産省「2015年農林業センサス」より作成

世田谷区内農地面積の推移



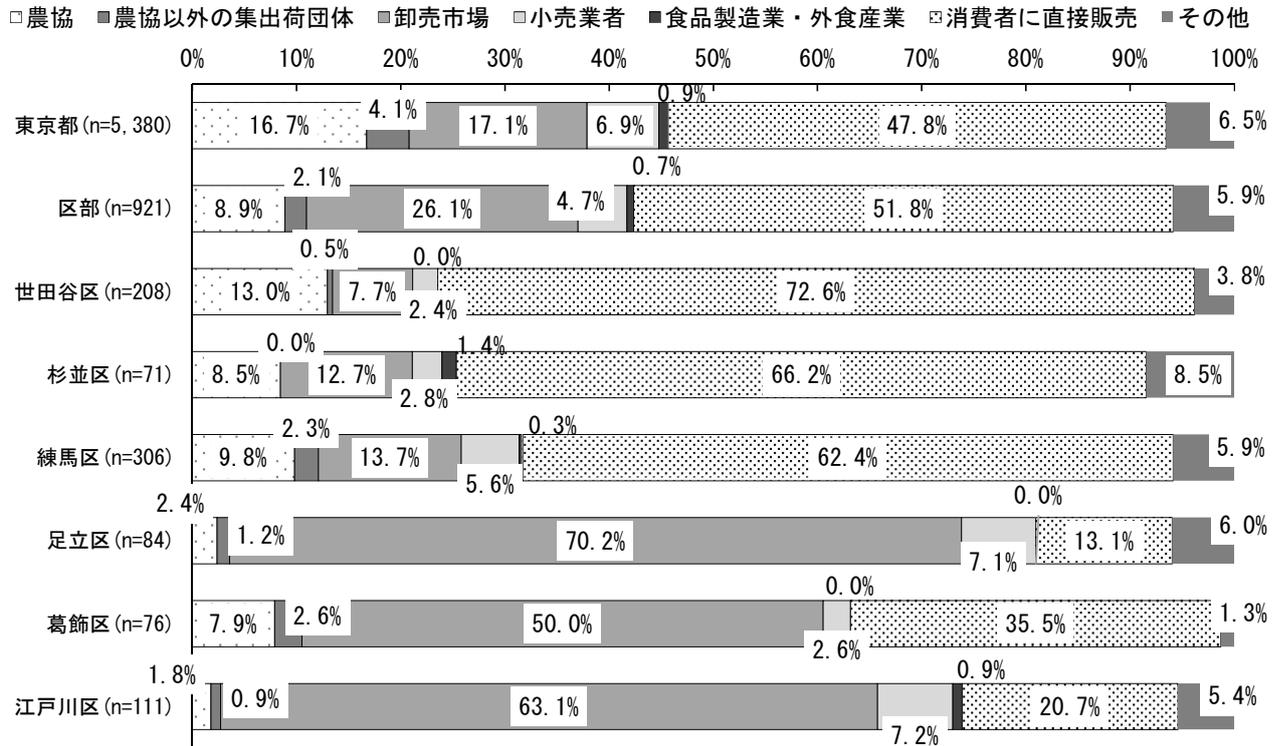
出典：世田谷区「平成29年農家基本調査」より作成

■区民と近い距離を活かした都市農業の進展

区内農業経営を行う農家（農業経営体）の出荷先は、「消費者に直接販売」が7割を超えて最も多くなっている。この数値は、東京都全体及び区部と比較しても高く、農業が盛んな練馬区等と比べても高い値となっており、消費者との距離が非常に近いといった特徴がうかがえる。

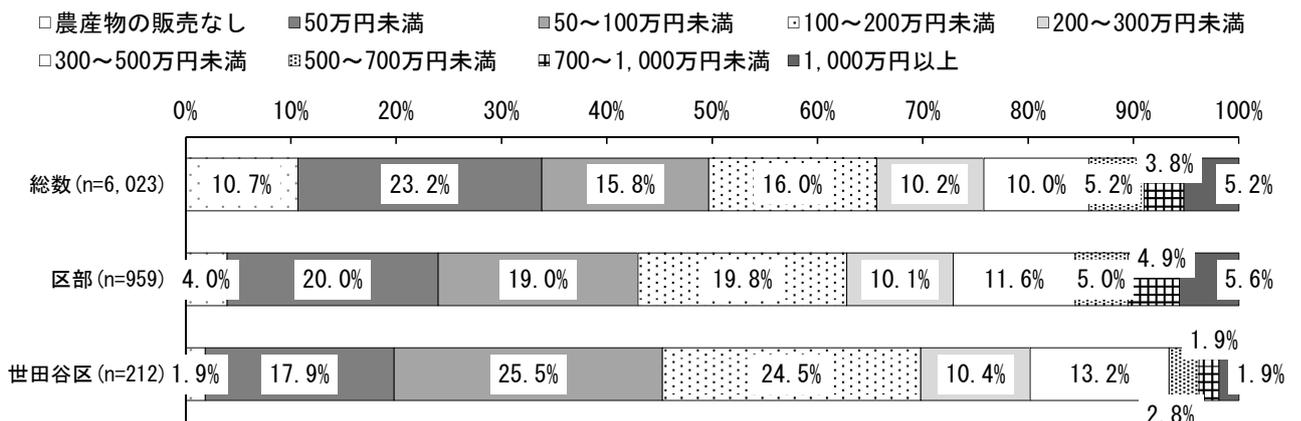
また、販売額規模をみると、東京都や区部と比較し、「50～100万未満」及び「100～200万未満」の占める割合が大きくなっている。

平成 27 年 農産物売上 1 位の出荷先別経営体数割合の比較



出典：農林水産省「2015年農林業センサス」より作成

平成 27 年 農産物販売金額規模別経営体数割合の比較



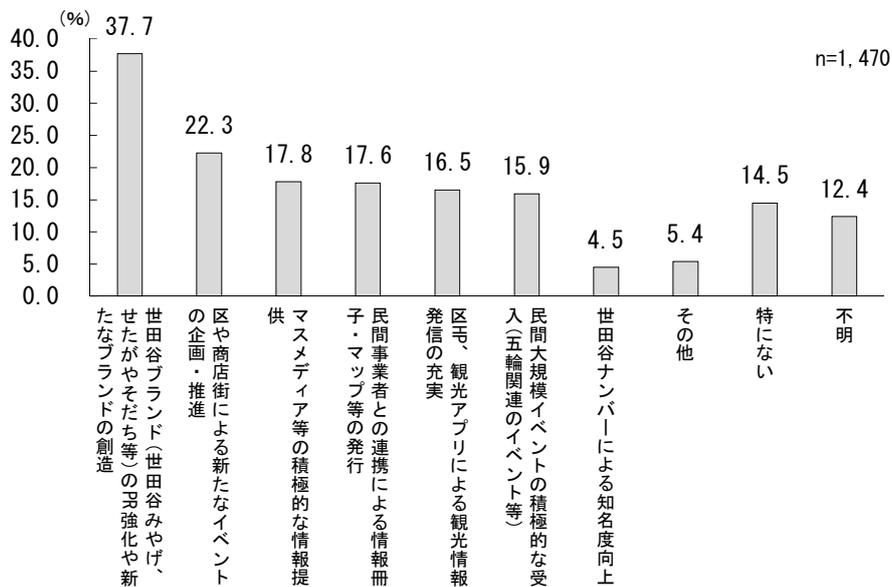
出典：農林水産省「2015年農林業センサス」より作成

5. まちなか観光

■世田谷ブランドを意識する区民が多い

世田谷区の PR に向けて必要と思われる取組みは、「世田谷ブランド（世田谷みやげ、せたがやそだち等）の PR の強化や新たなブランドの創造」が最も多く 37.7%となっており、次いで「区や商店街による新たなイベントの企画・推進」、「マスメディア等の積極的な情報提供」、「民間事業者との連携による情報冊子・マップ等の発行」の順に高くなっている。

PR 強化に向けた望ましい取組み(区民)



出典：世田谷区「平成 28 年世田谷区産業基礎調査」
より作成

■街を歩いて楽しむ区外居住者が多く、そのニーズも比較的高い

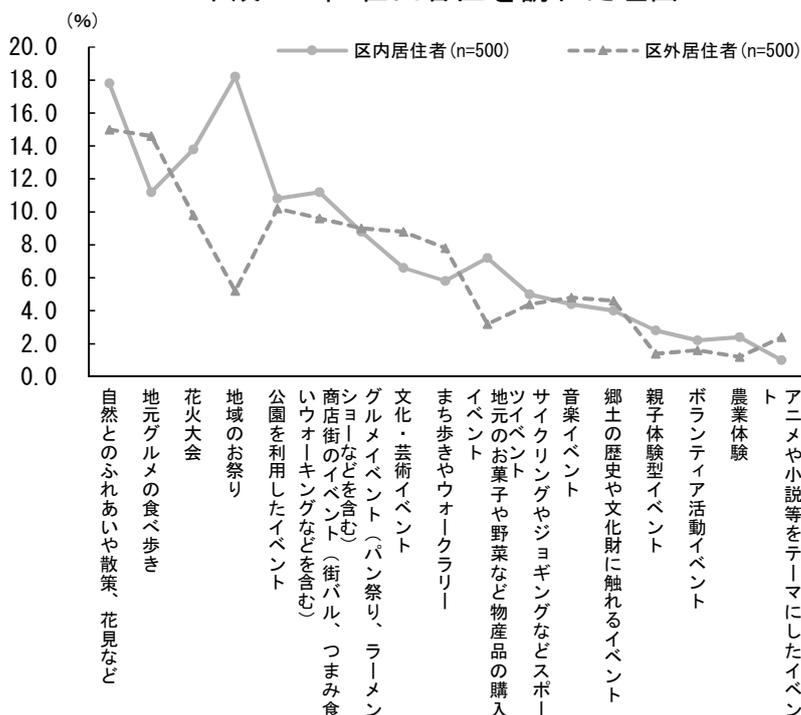
世田谷区を訪れた理由をみると、普段から区内に住む区内居住者は「地域のお祭り」が最も多くなっている。

一方、区外居住者の訪れた理由では、「自然とのふれあいや散策、花見など」も多く、「地元グルメの食べ歩き」等では区民よりもやや多い割合となっており、自然・食べ歩きといった、主に街を散策しながら楽しむことを目的に、来街する区外居住者が多いことがうかがえる。

また、訪れたことのあるイベントで、区内居住者では、「世田谷ボロ市」、「たまがわ花火大会」、「せたがや梅まつり」等が高く、区民に親しまれているイベントであることがうかがえる。

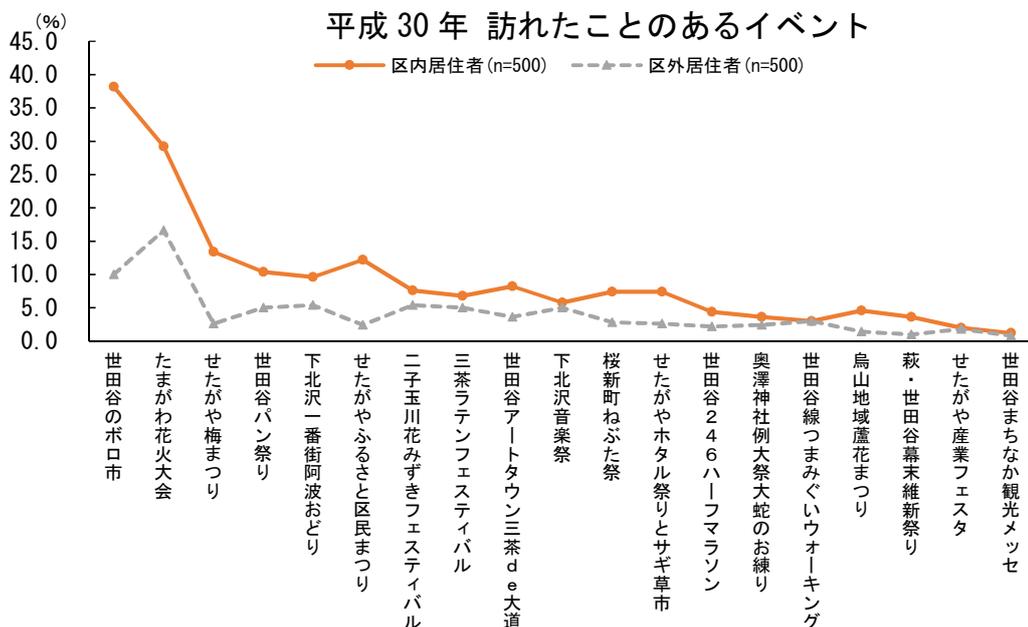
区外居住者では、区民同様に「たまがわ花火大会」が多いものの、「下北沢音楽祭」や「世田谷線つまみぐいウォーキング」等は区民とのギャップが少なく、比較的区外からの来街者の多いイベントであることが分かる。

平成 30 年 世田谷区を訪れた理由



出典：世田谷区「平成 30 年世田谷区のまちなか観光に関する調査」より作成

平成 30 年 訪れたことのあるイベント



出典：世田谷区「平成 30 年世田谷区のまちなか観光に関する調査」より作成

区内における観光資源の整理

No,	大分類	中分類	小分類
1	自然資源	自然	等々力溪谷、国分寺崖線、多摩川、野川、…
		公園	世田谷公園、砧公園、羽根木公園、馬事公苑、…
2	伝統・文化等資源	文化財・史跡	豪徳寺、代官屋敷、松陰神社、高源院、…
		祭り	世田谷ボロ市、三茶 de 大道芸、たまがわ花火大会、区民まつり、下北沢演劇祭・音楽祭、…
		学校	私立大学 12 校、私立短期大学 7 校
		文学・映画	世田谷文学館、東宝撮影所、…
		伝統工芸・伝承	岡本公園民家園、次大夫堀公園民家園、…
3	ハード資源	美術館・博物館	世田谷美術館、長谷川町子美術館、…
		スポーツ施設	駒沢オリンピック公園、二子玉川緑地運動場…
		商業施設	玉川高島屋 S.C、成城コルティ…
		演劇施設	世田谷パブリックシアター、本多劇場、…
		特徴あるまち	下北沢、二子玉川、三軒茶屋、成城学園前、千歳烏山、…
		廃校利用	ものづくり学校、…
4	ソフト資源	名産品・名物	世田谷みやげ、せたがやそだち、…
		著名人・ヒト	文豪、画家、彫刻家、…
		取組み	子育て支援、NPO 活動、せたがやトラスト、…
		歳時記など	お花見、梅まつり…

出典：「平成 20 年 世田谷区 観光基本方針」より作成

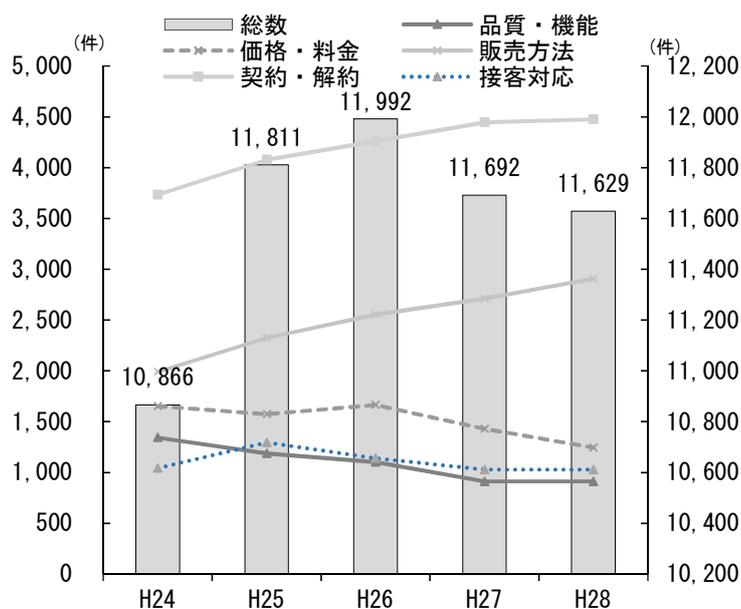
6. 消費生活

■「契約・解約」に関する相談が多く、インターネット消費に関するトラブル件数が多い

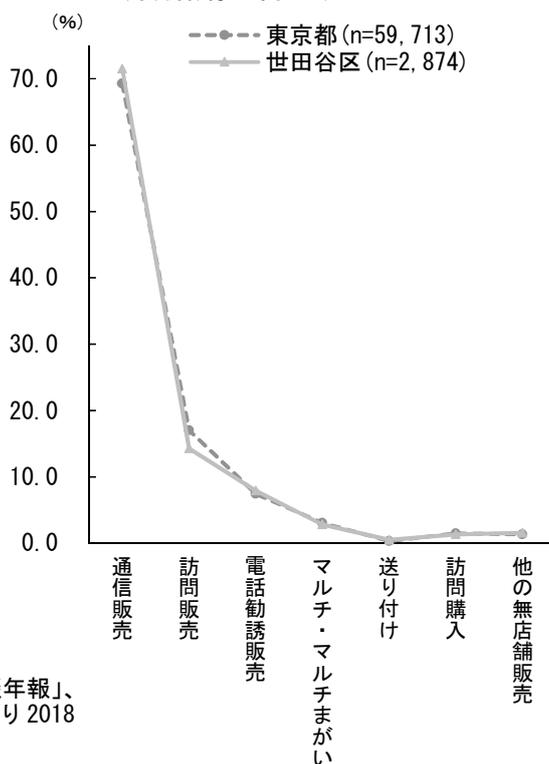
平成 24 年以降の消費生活センターにおける相談件数の状況をみると、各年度ともに概ね 1 万件を超える数となっている。内容でも、「契約・解約」に関する相談事項が最も多く、次いで「販売方法」が多くなっている。5 年間の推移では、平成 26 年が最も多く、約 1 万 2 千件の相談となっている。

店舗購入を除き、購入形態別の相談割合を都と比較すると、全体としては、大きな差はみられないものの、世田谷区で通信販売割合が数ポイント多く、訪問販売が少ないといった特徴を有している。そして、年代別に販売・購入形態をみると、40 歳代でスマートフォンやパソコンを用いたインターネット購入を含む通信販売の相談件数が多くなっている。

相談件数総数及び内容上位 5 位推移



購入形態別相談割合の比較
(店舗購入除く)



出典：東京都「平成 29 年消費生活相談年報」、
世田谷区「消費者センターだより 2018
年 9 月号」より作成

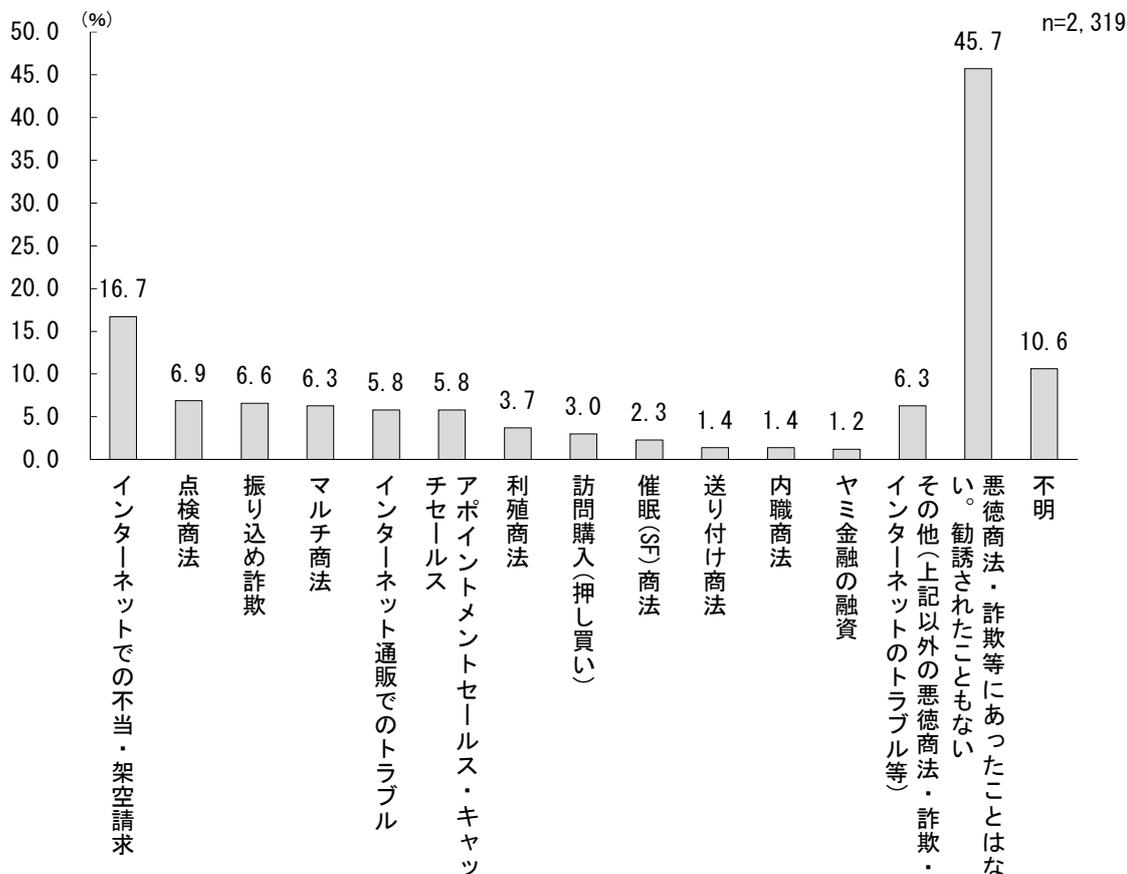
平成 29 年 年代・購入形態別相談割合

	n	通信販売	店舗購入	訪問販売	電話勧誘販売	マルチ・マル チマガイ・マル	訪問購入	送り付け	その他無店舗	不明・無関係
TOTAL	5,181	39.6	32.5	7.9	4.4	1.6	0.7	0.3	0.9	12.0
19歳以下	110	52.7	24.5	9.1	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0	7.3
20歳代	616	38.0	37.2	9.1	1.5	5.8	0.0	0.3	1.3	6.8
30歳代	793	41.9	41.4	3.7	1.8	1.3	0.3	0.3	1.1	8.4
40歳代	946	45.9	34.4	4.1	3.0	0.6	0.2	0.4	1.1	10.4
50歳代	861	44.9	33.8	4.6	2.4	1.3	0.8	0.1	0.7	11.3
60歳代	697	44.3	27.4	5.9	4.7	0.9	1.3	0.1	0.6	14.8
70歳代	643	31.7	29.4	11.5	9.0	0.6	0.8	0.3	0.9	15.7
80歳代以上	515	18.6	20.6	23.7	12.6	0.4	2.5	0.6	0.6	20.4

出典：「消費者センターだより 2018 年 9 月号」より作成

平成 29 年、区民の消費者トラブルの実態に関して、トラブル割合が最も多いのは「インターネットでの不当・架空請求」となっており、16.7%と突出している。

平成 29 年 消費者トラブルについて



出典：世田谷区「区民意識調査 2017」より作成

特別区における 条例の構成例

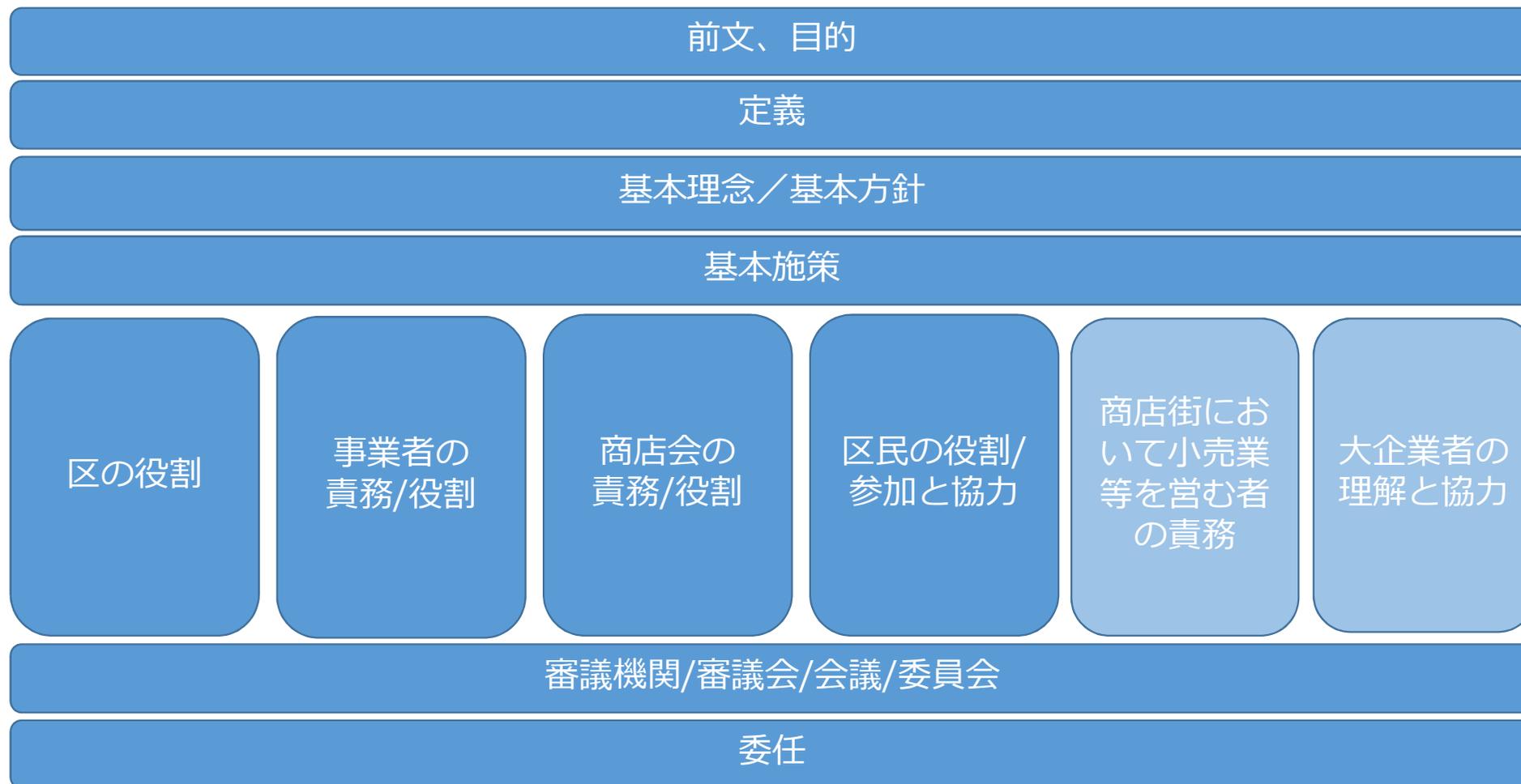
世田谷区産業振興基本条例検討会議資料

1_特別区における条例の構成例について

特別区	中央区 (H7施行H19改正)	大田区 (H7施行H18改正)	豊島区 (H18施行)	港区 (S58施行H16改正)	新宿区 (H23施行)	江東区 (H20施行)	足立区 (H17施行)	杉並区 (H26施行)	世田谷区 (H11年施行)
名称	中央区中小企業の振興に関する基本条例	大田区産業のまちづくり条例	豊島区商工振興条例	港区中小企業振興基本条例	新宿区産業振興基本条例	江東区地域経済活性化基本条例	足立区経済活性化基本条例	杉並区産業振興基本条例	世田谷区産業振興基本条例
		前文			前文			前文	
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	基本方針	定義	定義	定義	定義	定義	定義	基本方針
第3条	基本方針	区の基本施策	基本方針	助成等の施策	基本理念	基本理念	基本理念	基本方針	区の責務
第4条	基本的施策	産業者の役割	基本施策	区長の責務	区の責務	基本施策	基本方針	事業者等の責務	事業者の責務
第5条	区の責務	区民の理解と協力	協働の促進	小規模企業者への配慮	事業者の役割	区の責務	区の責務	区の責務	区民の理解と協力
第6条	中小企業者等の責務	委任	事業者の責務	中小企業者等の責務	商店会の役割	事業者の責務	事業者の責務	区民の理解と協力	施策等の評価
第7条	区民等の理解と協力	—	商店会の責務等	商店街において小売業等を営む者の責務	産業経済団体等の役割	商店会等の責務	区民の責務	委任	世田谷区中小商工業振興対策委員会
第8条	大企業者の理解と協力	—	商店会への加入促進等	審議機関の設置	区民の役割	区民の役割	経済活性化会議	—	世田谷区農業振興対策委員会
第9条	委任	—	区民の理解および協力	委任	産業振興施策の公表	大企業者の理解と協力	委任	—	委任
第10条	—	—	商工政策審議会	—	産業振興会議の設置	委任	—	—	—
第11条	—	—	委任	—	掌握事務	—	—	—	—
第12条	—	—	—	—	組織	—	—	—	—
商店会加入	○		○	○	○	○	○	○	○
枠組体系	A	A	A	B	C	C	C	D	D

A:基本方針+基本施策 B:基本施策のみ C:基本理念 D:基本方針のみ

2_条例の構成例について



3_構成【前文、目的】

前文

4/20区

- 条例制定の背景について地域の特色を踏まえて説明
 - (1) 地域の特性（経済、地形、環境、人口等）
 - (2) 地域産業の発展の経緯
 - (3) 区民、事業者、商店会、産業団体、金融機関、教育研究機関及び区などの役割
 - (4) 商業、工業、農業の枠組みを越えた横のつながり など

目的

20/20区

- 条例制定の目的について説明
 - (1) 中小企業振興の基本事項を定め、地域社会の発展に寄与
 - (2) 区、事業者/商店街/中小企業、区民の役割の重要性
 - (3) 地域経済の活性化に関する基本理念/基本方針
 - (4) 基盤強化や健全な発展促進 など

【参考：江東区 第1条】

この条例は、江東区における地域経済の活性化に関する基本理念を定めるとともに、区、事業者、商店会及び区民の役割を明らかにすることにより、地域における協働の意識醸成及び行動を促し、もって区内産業の担い手である中小企業の振興その他の活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

3_構成【定義、基本理念】

定義

16/20区

- 条例における用語を定義
- 「事業者」や「商店街」、「商店会」のほかに、「中小企業者」や「大企業」などについて規定する区もあるが、条例の目的や対象により定義するものは異なる。

基本理念

4/20区

- 行政や地域の基本的な考え方、姿勢や枠組みを提示（具体的なルールや数字を決めない）
- 中長期的に極めて重要な課題の解決

【参考：文京区 第2条】

商店街の振興は、事業者、商店会、商店会の連合会及び区が「文の京」自治基本条例に規定する協働・協治の考え方に基づき、それぞれの果たすべき責務を認識し、相互に連携・協力し、又は区内の大学と連携を図り、区民の理解と協力を得て推進しなければならない。

【参考：足立区 第3条】

区民、事業者及び区は、地域経済の活性化及び産業の振興にあたっては、経済的及び社会的環境の変化に対応し、相互に協力してこれに取り組むことを基本とする。

【参考：新宿区 第3条】

産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。

3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。

4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに、想像力のある産業を育成することを基本とする。

3_構成【基本方針】

基本方針

14/20区

- 具体的な施策ではなく、行政が今後取り組む産業振興/中小企業振興に関する基本的な方針を明示
- 区独自の目標を定義し、達成すべきあるべき姿を提示する
- 施策的要素を取り入れ、特色を示した区もある

【参考：中央区 第3条】

中小企業の振興は、「活気にあふれた働きやすいまちづくり－いきいき産業文化都市の実現」を目標に、中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、伝統的産業と新しい都市型産業との融和を図るとともに、国その他の関係機関の協力を得ながら、情報の発信地としての区の地域特性に応じた施策を区民、企業及び区が一体となって推進することを基本とする。

【参考：練馬区 第2条】

産業の振興は、つぎに掲げる方針に基づき、区、事業者および産業経済団体が連携し、かつ、協力して実現するものとする。

- (1) 商業については、区民の消費生活を支えるとともに、商店街が地域のにぎわいと区民の交流を促進する地域社会の中心として区民生活の活性化に寄与するよう、振興するものとする。
 - (2) 工業については、技術力や競争力の向上を図るとともに、区民の生活との調和がとれるよう、振興するものとする。
 - (3) 農業については、農産物を生産するとともに、豊かなみどりを保全し、区民生活に潤いをもたらすよう、振興するものとする。
 - (4) 観光については、地域の資源を活用するとともに、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図るよう、振興するものとする。
- 2 産業の振興は、地域経済の活性化および雇用の拡大に寄与するとともに、産業に携わる人材の育成に努めることを旨とする。
 - 3 産業の振興は、区民の理解と協力のもとに実現することを旨とし、区民の信頼と共感を得られる適正な事業活動を進展させることを目指すものとする。

3_構成【基本施策】

基本施策

10/20区

- 基本方針や基本理念に基づき行う施策について提示
- 目的を達成するための施策について提示
- 区の独自の取り組みなど特色を示すものもある
- 基本方針や基本理念をベースとし、具体的な取り組みを提示

【参考：新宿区 第4条】

区は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること | (2) 産業振興に関するネットワークを形成すること |
| (3) 産業に関する情報を収集し、及び発信すること | (4) 産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること |
| (5) 社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること | (6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること |
| (7) 創造力のある産業を育成すること | (8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと |
| (9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと | (10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと |

【参考：江東区 第4条】

区は、基本理念に基づき、次に掲げる地域経済の活性化に関する施策を講ずるものとする。

- | | |
|---|------------------------------|
| (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく経営基盤の強化及び経営の革新を支援すること | (5) 区内消費の拡大を推進すること |
| (2) 産業基盤の整備及び拡充を図り、人材の育成、創業及び事業承継を支援すること | (7) 中小企業に勤務する従業員等の福利の向上を図ること |
| (3) 事業者で構成する中小企業の振興を目的とした団体を支援すること | |
| (4) 区民の消費活動及び事業者の経済活動に資する情報の収集及び提供を図ること | |
| (6) 観光資源の発掘、創造及び活用を図り、区の魅力を区の内外に発信すること | |
| (8) 地域コミュニティの育成及び連携を図ること | |
| (9) 区民の消費者としての権利を保護し、その消費生活の向上を図ること | |
| (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が地域経済の活性化のために必要と認めること | |

3_構成【区の責務、区民の理解と協力】

区の責務

15/20区

- 施策を実施するにあたる措置や目的達成のための支援について規定
- 「区」ではなく、「区長」の責務とする区もある

【参考：足立区 第5条】

区は、基本理念及び基本方針に従い、国及び都等との適切な役割分担と連携を踏まえ、地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を明らかにする基本計画を策定しなければならない。

- 2 区は、区民及び事業者と協力関係を構築し、計画を実施するものとする。
- 3 区は、計画の策定及び実施にあたっては、小規模事業者の特性に配慮するものとする。
- 4 区は、計画の実施に必要な財政上の措置を講じなければならない。

区民の理解と協力

17/20区

- 中小企業の振興や消費活動が経済の活性化に寄与することを理解するとともに健全な発展に協力することを規定
- 「区民の役割」（江東区）や「区民の責務」（足立区）と強く規定する区もある

【参考：中央区 第7条】

区民及び区内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が区民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

【参考：江東区 第8条】

- 区民は、その消費活動が地域経済の活性化に寄与することを理解するとともに、区および事業者と協力して活力ある地域社会の実現に努めるものとする。
- 2 区民は、活力ある地域社会の実現のために、町会等の地域活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

3_構成【事業者・産業団体の関係】

事業者の役割

12/13区(中小企業振興条例を除く)

○事業者の努力や取り組みについて規定（概ね同じ内容）

- (1) 事業者の創意工夫と自助努力
- (2) 経営基盤の強化、経営の革新、人材育成、従業員の福利厚生の上
- (3) 地域社会の発展、地域活動の参加・協力
- (4) 産業団体への参加
- (5) 商店街等において事業を営む者の商店街加入

産業経済団体等の役割

2/13区(中小企業振興条例を除く)

○事業者だけでなく、産業経済団体等の取り組みについて規定

- (1) 事業者の事業活動のための環境整備
- (2) 金融機関や教育研究機関による産業振興推進支援

3_構成【商店会、商店会加入】

商店会の役割/責務

5/13区(中小企業振興条例を除く)

- 商店会の努力や役割を規定
- 商店会の会員維持及び新規会員の加入促進努力とともに、商店街において事業を営む者についても加入努力することなどを明示

【参考：新宿区 第6条】

商店会は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進等地域におけるコミュニティを支える上で多面的で重要な役割を担っていることから、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が商店街の活力ある成長と発展をもたらすことから、当該事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進に努めるものとする。

3 商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよう努めるものとする。

商店会の加入促進

- 中小企業振興基本条例を設けている区については、「商店街において小売業等を営む者の責務」として中小企業者と別に商店会の加入促進を規定
- 「事業者の責務/役割」に規定する区もある
- 「商店街の中にある事業者」として、大規模店、チェーン店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、銀行等含むことを本文中に規定する区もある

3_構成【審議機関/審議会/会議/委員会】

審議機関/審議会/会議/委員会の設置

5/20区

○産業振興などの推進について審議するため、区長の附属機関として設置

特別区	千代田区 (H4施行 H12改正)	中央区 (H7施行 H19改正)	港区 (S58施行 H16改正)	新宿区 (H23施行)	文京区 (H17施行)	台東区 (H3施行 H17改正)	墨田区 (S54施行 H12改正)	江東区 (H20施行)	目黒区 (H12施行 H17改正)	大田区 (H7施行 H18改正)	中野区 (H17施行)	渋谷区 (H17施行)	杉並区 (H26施行)	豊島区 (H18施行)	荒川区 (H17施行)	板橋区 (H17施行)	練馬区 (H17施行)	足立区 (H17施行)	葛飾区 (H2施行)	世田谷区 (H11年施行)
名称	千代田区中小企業振興基本条例	中央区中小企業の振興に関する基本条例	港区中小企業振興基本条例	新宿区産業振興基本条例	文京区商店街の振興に関する条例	台東区中小企業振興に関する基本条例	墨田区中小企業振興基本条例	江東区地域経済活性化基本条例	目黒区中小企業振興基本条例	大田区産業のまちづくり条例	中野区商店街の活性化に係る事業者の相互協力等に関する条例	渋谷区新たな商業振興のための条例	杉並区産業振興基本条例	豊島区商工振興条例	荒川区産業振興基本条例	板橋区産業活性化基本条例	練馬区産業振興基本条例	足立区経済活性化基本条例	葛飾区中小企業振興基本条例	世田谷区産業振興基本条例
				前文						前文		前文	前文							
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	定義	定義	基本理念	定義	定義	定義	定義	基本方針	定義	基本方針	定義	定義	基本方針	定義	基本方針	定義	定義	基本方針
第3条	基本方針	基本方針	助成等の施策	基本理念	定義	基本的施策	基本方針	基本理念	基本方針	区の基本施策	基本原則	定義	基本方針	基本方針	分野別方針	基本方針	区の責務	基本理念	基本方針	区の責務
第4条	基本的施策	基本的施策	区長の責務	区の責務	事業者の責務	区長の責務	施策の大綱	基本施策	区の責務	産業者の役割	事業者の責務	商店会組織の強化 新たな事業への支援	事業者等の責務	基本施策	区の責務	板橋区産業振興構想の策定	事業者の役割	基本方針	振興のための施策	事業者の責務
第5条	区の責務	区の責務	小規模企業者への配慮	事業者の役割	商店会の責務	中小企業者等の努力	区長の責務	区の責務	中小企業者等の努力等	区民の理解と協力	商店会の責務		区の責務	協働の促進	事業者の役割	区の責務	産業経済団体の役割	区の責務	区長の責務	区民の理解と協力
第6条	中小企業者の責務	中小企業者等の責務	中小企業者の責務	商店会の役割	商店会の連合会の責務	商店街において小売業等を営む者の責務	中小企業者の努力	事業者の責務	商店街において小売業等を営む者の努力等	委任	組織基盤の強化に対する支援		区民の理解と協力	事業者の責務	区民の理解と協力	区の産業振興施策	区民の協力	事業者の責務	中小企業者等の責務	施策等の評価
第7条	区民等の理解と協力	区民等の理解と協力	商店街において小売業等を営む者の責務	産業経済団体等の役割	区の責務	区民等の理解	区民等の理解と協力	商店会等の責務	区民等の理解及び協力				委任	商店会の責務等	委任	事業者の責務	協力体制	区民の責務	区民等の理解と協力	世田谷区中小商工業振興対策委員会
第8条	大企業者の理解と協力	大企業者の理解と協力	審議機関の設置	区民の役割	区民の理解と協力	委任	委任	区民の役割	委任					商店会への加入促進等		区民の理解と協力		経済活性化会議	委任	世田谷区農業振興対策委員会
第9条	委任	委任	委任	産業振興施策の公表	委任			大企業者の理解と協力						区民の理解および協力		委任		委任		委任
第10条				産業振興会議の設置				委任						商工政策審議会						
第11条				掌握事務										委任						
第12条				組織																
商店会加入		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
枠組体系	A	A	B	C	C	B	A	C	D	A	D	D	D	A	D	A	D	C	A	D

A	基本方針+基本施策	7
B	基本施策	2
C	基本理念	4
D	基本方針	7

「世田谷区産業振興基本条例」見直しの考え方及び各区産業振興基本条例等の条文比較

1 (目的) 第1条

<p>世田谷区産業振興基本条例</p>	<p>新宿区産業振興基本条例</p>
<p>この条例は、地域の産業の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>この条例は、新宿区(以下「区」という。)における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興(以下「産業振興」という。)に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>《見直し要素・イメージ》</p> <p>現行条例では、「基本理念」がない。</p> <p>⇒区産業ビジョンにおいては、「商業」、「工業」、「農業」の枠に捉われることなく、多様な分野に産業横断的に取り組みながら、区内産業の活性化を図るものとしている。</p>	<p>杉並区産業振興基本条例</p>
	<p>この条例は、杉並区(以下「区」という。)における産業が区民生活や地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、産業振興(区における産業の振興をいう。以下同じ。)に関する基本的な事項を定めることにより、産業振興の総合的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>
	<p>荒川区産業振興基本条例</p>
	<p>この条例は、地域経済が区民生活の礎であることをかんがみ、荒川区における産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、区内産業の発展、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、もって区民生活の向上と活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>
	<p>練馬区産業振興基本条例</p>
<p>この条例は、産業の発展が地域の活性化に寄与するものであることにかんがみ、練馬区(以下「区」という。)における産業の振興に関する基本となる事項を定めることにより、区民の生活環境と調和した活力のある産業の発展を促し、もって区民生活の向上を図ることを目的とする。</p>	
<p>足立区経済活性化基本条例</p>	
<p>この条例は、足立区(以下「区」という。)における地域経済の活性化及び産業の振興に関する基本理念、基本方針を定めるとともに、区、事業者及び区民の責務を明らかにし、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	
<p>江東区地域経済活性化基本条例</p>	
<p>この条例は、江東区(以下「区」という。)における地域経済の活性化に関する基本理念を定めるとともに、区、事業者、商店会及び区民の役割を明らかにすることにより、地域における協働</p>	

	の意識醸成及び行動を促し、もって区内産業の担い手である中小企業の振興その他の活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。
	板橋区 産業活性化基本条例
	この条例は、板橋区における産業の活性化に関する基本的事項を定め、区内産業の持続的な発展を促進することにより、区民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 (定義) 無し

世田谷区 産業振興基本条例	新宿区 産業振興基本条例
無し	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者をいう。 (2) 事業者 区内において事業を行うものをいう。 (3) 商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。 (4) 産業経済団体 区内に存する商工会議所その他の産業の振興を図ることを目的として組織する団体をいう。 (5) 金融機関 区内において事業を行う銀行、信用金庫、信用組合その他の機関をいう。 (6) 教育研究機関 区内において産業振興に資する調査研究及び教育を行う大学その他の機関をいう。
	杉並区 産業振興基本条例
	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。 (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。 (3) 産業経済団体 区内に存する商工会議所(商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所をいう。)、商店会(商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合又は任意の商店会をいう。)その他産業振興を図ることを目的とした団体として区長が認めたものをいう。
	荒川区 産業振興基本条例
	無し

	練馬区 産業振興基本条例
	無し
	足立区 経済活性化基本条例
	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 区内に事務所又は事業所を有し、経済活動を行うものをいう。</p> <p>(3) 中小企業等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、同法第 2 条第 5 項に規定する小規模事業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する団体並びにこれらに準ずる団体で区長が認めるものをいう。</p>
	江東区 地域経済活性化基本条例
	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 区内で産業を営むものうち中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者をいう。</p> <p>(2) 商店街 小売業、飲食店等（以下「小売業等」という。）が集積している地域をいう。</p> <p>(3) 商店会 商店街の活性化を目的として組織する事業者の団体をいう。</p> <p>(4) 大企業者 第 1 号に該当するもの以外の会社及び個人であって、産業を営むものをいう。</p>
	板橋区 産業活性化基本条例
	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 区内で産業活動を営む個人及び法人をいう。</p> <p>(2) ものづくり産業 製造業及びこれに準ずる業種をいう。</p> <p>(3) 地域資源 企業、研究機関、人材、自然、文化、歴史等区内にある産業活動に活用可能な資源をいう。</p> <p>(4) 経営革新 新製品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の向上を図ることをいう。</p>

3 (基本方針) 第2条

世田谷区産業振興基本条例	新宿区産業振興基本条例				
<p>産業の振興は、事業者（区内で産業活動を行う者をいう。以下同じ。）自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。</p> <p>(1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。</p> <p>(2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。</p> <p>(3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。</p> <p>(4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。</p> <p>《見直し要素・イメージ》</p> <p>現行条例では、商店街・大規模小売店舗、工業、農業について基本方針が示されており、他産業分野への言及がない。</p>	<p>無し</p> <tr> <th data-bbox="869 244 2105 292">杉並区産業振興基本条例</th> <td data-bbox="869 292 2105 1042"> <p>産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。</p> <p>(1) 住環境と調和した産業振興を図ること。</p> <p>(2) 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を図る等、産業経済団体の活動を促進すること。</p> <p>(3) 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内産品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。</p> <p>(4) 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。</p> <p>(5) 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。</p> <p>(6) 区民の安定的な就労を促進すること。</p> <p>(7) 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。</p> <p>(8) 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="869 1042 2105 1090">荒川区産業振興基本条例</th> <td data-bbox="869 1090 2105 1468"> <p>産業の振興は、事業者の主体的及び自立的な努力と創意工夫を基本とし、生活と産業の調和した地域社会を構築するため、区、事業者、区民及び産業団体が一体となって推進するものとする。</p> <p>2 産業の振興は、区の地域特性を十分に踏まえ、区内の事業所、人材、教育機関等の地域の資源を積極的に活用して推進するものとする。</p> <p>3 産業の振興は、地域経済の安定的な成長により、区民の雇用拡大及び勤労者等の福利厚生の上昇に寄与するよう推進するものとする。</p> </td> </tr>	杉並区産業振興基本条例	<p>産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。</p> <p>(1) 住環境と調和した産業振興を図ること。</p> <p>(2) 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を図る等、産業経済団体の活動を促進すること。</p> <p>(3) 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内産品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。</p> <p>(4) 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。</p> <p>(5) 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。</p> <p>(6) 区民の安定的な就労を促進すること。</p> <p>(7) 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。</p> <p>(8) 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。</p>	荒川区産業振興基本条例	<p>産業の振興は、事業者の主体的及び自立的な努力と創意工夫を基本とし、生活と産業の調和した地域社会を構築するため、区、事業者、区民及び産業団体が一体となって推進するものとする。</p> <p>2 産業の振興は、区の地域特性を十分に踏まえ、区内の事業所、人材、教育機関等の地域の資源を積極的に活用して推進するものとする。</p> <p>3 産業の振興は、地域経済の安定的な成長により、区民の雇用拡大及び勤労者等の福利厚生の上昇に寄与するよう推進するものとする。</p>
杉並区産業振興基本条例	<p>産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。</p> <p>(1) 住環境と調和した産業振興を図ること。</p> <p>(2) 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を図る等、産業経済団体の活動を促進すること。</p> <p>(3) 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内産品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。</p> <p>(4) 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。</p> <p>(5) 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。</p> <p>(6) 区民の安定的な就労を促進すること。</p> <p>(7) 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。</p> <p>(8) 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。</p>				
荒川区産業振興基本条例	<p>産業の振興は、事業者の主体的及び自立的な努力と創意工夫を基本とし、生活と産業の調和した地域社会を構築するため、区、事業者、区民及び産業団体が一体となって推進するものとする。</p> <p>2 産業の振興は、区の地域特性を十分に踏まえ、区内の事業所、人材、教育機関等の地域の資源を積極的に活用して推進するものとする。</p> <p>3 産業の振興は、地域経済の安定的な成長により、区民の雇用拡大及び勤労者等の福利厚生の上昇に寄与するよう推進するものとする。</p>				

練馬区産業振興基本条例

産業の振興は、つぎに掲げる方針に基づき、区、事業者および産業経済団体（産業経済活動に関わる団体をいう。以下同じ）が連携し、かつ、協力して実現するものとする。

- (1) 商業については、区民の消費生活を支えるとともに、商店街が地域のにぎわいと区民の交流を促進する地域社会の中心として区民生活の活性化に寄与するよう、振興するものとする。
 - (2) 工業については、技術力や競争力の向上を図るとともに、区民の生活との調和がとれるよう、振興するものとする。
 - (3) 農業については、農産物を生産するとともに、豊かなみどりを保全し、区民生活に潤いをもたらすよう、振興するものとする。
 - (4) 観光については、地域の資源を活用するとともに、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図るよう、振興するものとする。
- 2 産業の振興は、地域経済の活性化および雇用の拡大に寄与するとともに、産業に携わる人材の育成に努めることを旨とする。
- 3 産業の振興は、区民の理解と協力のもとに実現することを旨とし、区民の信頼と共感を得られる適正な事業活動を進展させることを目指すものとする。

足立区経済活性化基本条例

区は、基本理念を実現するため、次に掲げる基本方針に基づき、地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 区内消費の拡大を推進すること。
- (2) 区民の消費活動及び事業者の経済活動に資する情報の収集及び提供を図ること。
- (3) 観光資源の発掘及び創造等を図り、区の魅力を区の内外に発信すること。
- (4) 事業者自らの創意工夫と自助努力に基づく経営基盤の充実及び経営の革新を支援すること。
- (5) 産業基盤の整備及び拡充を図り、創業を支援すること。
- (6) 中小企業等に勤務する従業員等の福祉の向上を図ること。
- (7) 就業意識の啓発、職業能力の開発及び向上並びに就業機会の充実を図ること。
- (8) 消費者の権利を尊重し、その自立を支援すること。

江東区地域経済活性化基本条例

無し

【参考】「基本施策」として以下の条文あり。

第4条 区は、基本理念に基づき、次に掲げる地域経済の活性化に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく経営基盤の強化及び経営の革新を支援すること。
- (2) 産業基盤の整備及び拡充を図り、人材の育成、創業及び事業承継を支援すること。
- (3) 事業者で構成する中小企業の振興を目的とした団体を支援すること。
- (4) 区民の消費活動及び事業者の経済活動に資する情報の収集及び提供を図ること。
- (5) 区内消費の拡大を推進すること。
- (6) 観光資源の発掘、創造及び活用を図り、区の魅力を区の内外に発信すること。
- (7) 中小企業に勤務する従業員等の福利の向上を図ること。
- (8) 地域コミュニティの育成及び連携を図ること。
- (9) 区民の消費者としての権利を保護し、その消費生活の向上を図ること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が地域経済の活性化のために必要と認めること。

※基本理念（第3条）

区、事業者、商店会及び区民は、地域経済の活性化に当たって、それぞれの創意工夫及び自助努力を尊重するとともに、相互に協力してこれに取り組むことを基本とする。

板橋区産業活性化基本条例

産業活性化の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 事業者自らの創意工夫及び自律的な発展を促進すること。
- (2) 生活及び産業が調和したまちづくりを推進すること。
- (3) 地域資源を積極的に活用して新たな価値を創造すること。
- (4) 事業者を中心に、区民及び区が一体となって産業の活性化に努めること。

4 (区の責務) 第3条

世田谷区産業振興基本条例	新宿区産業振興基本条例
<p>区は、産業の振興に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。</p> <p>2 区は、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 融資あっせん及び助成 (2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談 (3) 人材の育成 (4) 創業に対する支援 (5) 勤労者の福利厚生の上 <p>3 融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化に対応したものとなるようその種類、要件等を設定するとともに、必要に応じて、利子補給をするものとする。</p> <p>《見直し要素・イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責務に創業や経営支援等を据えており、「産業振興を総合的に」と謳いつつ、偏りが見られる。 ・新たな支援策の追加が考えられるかどうか。一方で事業名の羅列にも見える。表現の工夫が必要。 	<p>区は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。 (2) 産業振興に関するネットワークを形成すること。 (3) 産業に関する情報を収集し、及び発信すること。 (4) 産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること。 (5) 社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。 (6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること。 (7) 創造力のある産業を育成すること。 (8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。 (9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。 (10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。 <p>2 区は、前項の基本的施策(以下「基本的施策」という。)を実施するに当たっては、必要に応じて区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。</p> <p>3 区は、基本的施策を効果的かつ効率的に実施するため、都市計画、文化、福祉、教育、環境等の施策との調整を図り、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。</p> <p>4 区は、基本的施策を実施するに当たっては、組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">杉並区産業振興基本条例</p> <p>区は、地域経済の活性化を通じて、区民生活の向上及び地域社会の発展に意欲を持って取り組む事業者等について、その目的が達成できるよう適切な支援を行うものとする。</p> <p>2 区は、産業経済団体に加入する事業者に対し必要な措置を講ずる等、産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を支援するものとする。</p> <p>3 区は、産業振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の関係機関との連携を図るものとする。</p>

	<p>4 区は、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定め、必要に応じて施策及び事業の評価及び見直しを行うものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">荒川区産業振興基本条例</p>
	<p>区は、前 2 条の方針に基づき、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1) 事業所の経営基盤の強化、経営革新の促進及び人材の育成を図ること。</p> <p>(2) 創業及び新産業創造を促進する環境を整備すること。</p> <p>(3) 商店街の振興に努め、区民生活の向上及び地域社会の活性化を図ること。</p> <p>(4) 区民の雇用及び事業所の人材確保の促進を図ること。</p> <p>(5) 勤労者等の福利厚生向上を図ること。</p> <p>(6) 観光資源の発掘、整備等を図るとともに、区の魅力を内外に広く発信すること。</p> <p>2 区は、前項の施策の立案に当たっては、広く事業者、区民等の意見を聴くものとする。</p> <p>3 区は、第 1 項の施策の実施に当たっては、国、東京都その他の団体との連携を図るとともに、事業者、産業団体及び教育機関との協働に努めるものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">練馬区産業振興基本条例</p>
	<p>区は、事業者に対する支援等必要な施策を展開し、積極的な事業活動への取組を促すものとする。</p> <p>2 区は、産業の振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の地方公共団体との連携を図るものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">足立区経済活性化基本条例</p>
	<p>区は、基本理念及び基本方針に従い、国及び都等との適切な役割分担と連携を踏まえ、地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を明らかにする基本計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 区は、区民及び事業者と協力関係を構築し、計画を実施するものとする。</p> <p>3 区は、計画の策定及び実施にあたっては、小規模企業者の特性に配慮するものとする。</p> <p>4 区は、計画の実施に必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>
	<p style="text-align: center;">江東区地域経済活性化基本条例</p>
	<p>区は、前条の施策を具体的に実施するに当たっては、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

	<p>(1)財政その他の措置を講ずること。</p> <p>(2)社会的及び経済的变化に対応した適切な措置を講ずること。</p> <p>(3)国、東京都その他関係機関（以下「国等」という。）と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて国等に施策の充実及び改善を要請すること。</p>
	板橋区 産業活性化基本条例
	<p>区は、基本方針及び前条の構想に基づき、区内産業振興のための施策を実施するものとする。</p> <p>2 区は、前項の施策の実施に当たっては、国、東京都その他の地方公共団体との連携並びに産業界、教育機関及び区民との協働に努めるものとする。</p>

5（事業者の責務）第4条

世田谷区 産業振興基本条例	新宿区 産業振興基本条例
<p>事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上昇のために自主的に努力するとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。</p> <p>2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店会が実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。</p> <p>《見直し要素・イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店のほか、「サービス業等」の表現を加えることで、より幅広く事業者に対し、商店会への加入促進を促すことへの強い表現になると考える。 ・追記の文言については、どのような表現が適切か検討する。 	<p>無し ※「事業者の役割」「商店会の役割」「産業経済団体の役割」・・・「責務」ではない。</p>
	杉並区 産業振興基本条例
	<p>事業者及び産業経済団体（以下「事業者等」という。）は、自らが地域社会の一員としての社会的責任があるとともに、区内産業の担い手であることを自覚し、地域活動への積極的な参加及び応分の負担を行う等、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者等は、他の事業者等と相互に連携し、情報の交換及び共有を行い、事業の発展及び地域経済の活性化に努めなければならない。</p> <p>3 事業者等は、区民の利便性及び快適性の向上のための環境の整備等を通じて、地域社会に貢献するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の上昇等に努めなければならない。</p> <p>5 事業者は、産業経済団体が地域経済及びまちづくりに果たす役割を理解し、産業経済団体への加入等により、産業振興の基盤強化に資するよう努めなければならない。</p>
	荒川区 産業振興基本条例
	<p>無し ※「事業者の役割」・・・「責務」ではない。</p>
	練馬区 産業振興基本条例
	<p>無し ※「事業者の役割」「産業経済団体の役割」・・・「責務」ではない。</p>

足立区経済活性化基本条例

事業者は、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成及び従業員の福利厚生の上昇その他の事項に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、地域環境との調和に配慮し、消費者が安心して消費生活を送ることができるよう商品及び役務の提供に努めるとともに、区民及び区と協力して活力ある地域社会の創造に努めるものとする。

3 事業者は、区が行う経済活性化に関する施策の実施について、積極的に協力するよう努めるものとする。

4 商店街等において事業を営む者は、商店街等の振興によるまちづくりに資するため、商店街等に参加し、又は商店街等が実施する事業に応分の負担をする等相互に協力するよう努めるものとする。

江東区地域経済活性化基本条例

事業者は、創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、生活環境の保持等に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の発展に寄与するとともに、地域活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、第4条第3号の団体に参加し、相互協力、情報交換及び連携に努めるものとする。

板橋区産業活性化基本条例

事業者は、区民の良好な生活環境の維持に配慮し、事業の発展及び経営革新に努めるものとする。

2 事業者は、区、産業団体その他関係団体による区内産業振興のための施策に積極手に参加し、協力するよう努めるものとする。

3 商店街において小売店等を営む事業者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

4 商店街において小売店等を営む事業者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担等を行うことにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

6（区民等の理解と協力）第5条

<p>世田谷区産業振興基本条例</p>	<p>新宿区産業振興基本条例</p>
<p>区民及び区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>区民は、産業が生活に必要とされる物やサービスを提供する等区民生活に密接に関わっていることから、その消費活動を通じて産業振興の推進に寄与するよう努めるとともに、区、事業者又は商店会が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>《見直し要素・イメージ》 現行条例では、区民は「責務」としていない。 一部自治体において、「責務」としている例があるが、区民等については、「理解と協力」が多い。</p>	<p>杉並区産業振興基本条例</p>
	<p>区民は、自らの消費行動が地域経済の活性化に寄与することを理解し、区内製品の消費を積極的に進め、産業振興に協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>荒川区産業振興基本条例</p>
	<p>区民は、産業の振興が区民生活をより豊かにし、地域社会の活性化に寄与することを理解するとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>練馬区産業振興基本条例</p>
	<p>区民は、産業の発展が区民生活の向上と地域の活性化に寄与することを認識するとともに、地域における産業の振興に関わりを深めるよう努めるものとする。</p>
	<p>足立区経済活性化基本条例</p>
	<p>無し ※「区民の責務」・・・「理解・協力」ではない。</p>
	<p>江東区地域経済活性化基本条例</p>
<p>区民は、その消費活動が地域経済の活性化に寄与することを理解するとともに、区及び事業者と協力して活力ある地域社会の実現に努めるものとする。</p>	
<p>板橋区産業活性化基本条例</p>	
<p>区民は、産業の発展が、生活の向上及び地域の活性化に寄与することについて理解を深め、区民生活と区内産業との調和の実現に向け、区内産業の発展に協力するよう努めるものとする。</p>	

7 (施策等の評価) 第6条

<p>世田谷区産業振興基本条例</p>	<p>新宿区産業振興基本条例</p>
<p>区は、産業の振興を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、産業の振興に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。</p> <p>《見直し要素・イメージ》 現行条例では、「評価」を取り入れている。</p>	<p>無し</p> <p>【参考】「産業振興施策の公表」として以下の条文あり。 第9条 区長は、毎年1回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p>
	<p>杉並区産業振興基本条例</p>
	<p>無し</p>
	<p>荒川区産業振興基本条例</p>
	<p>無し</p>
	<p>練馬区産業振興基本条例</p>
	<p>無し</p>
	<p>足立区経済活性化基本条例</p>
	<p>無し</p>
	<p>江東区地域経済活性化基本条例</p>
<p>無し</p>	
<p>板橋区産業活性化基本条例</p>	
<p>無し</p>	

8 (世田谷区中小商工業振興対策委員会) 第7条

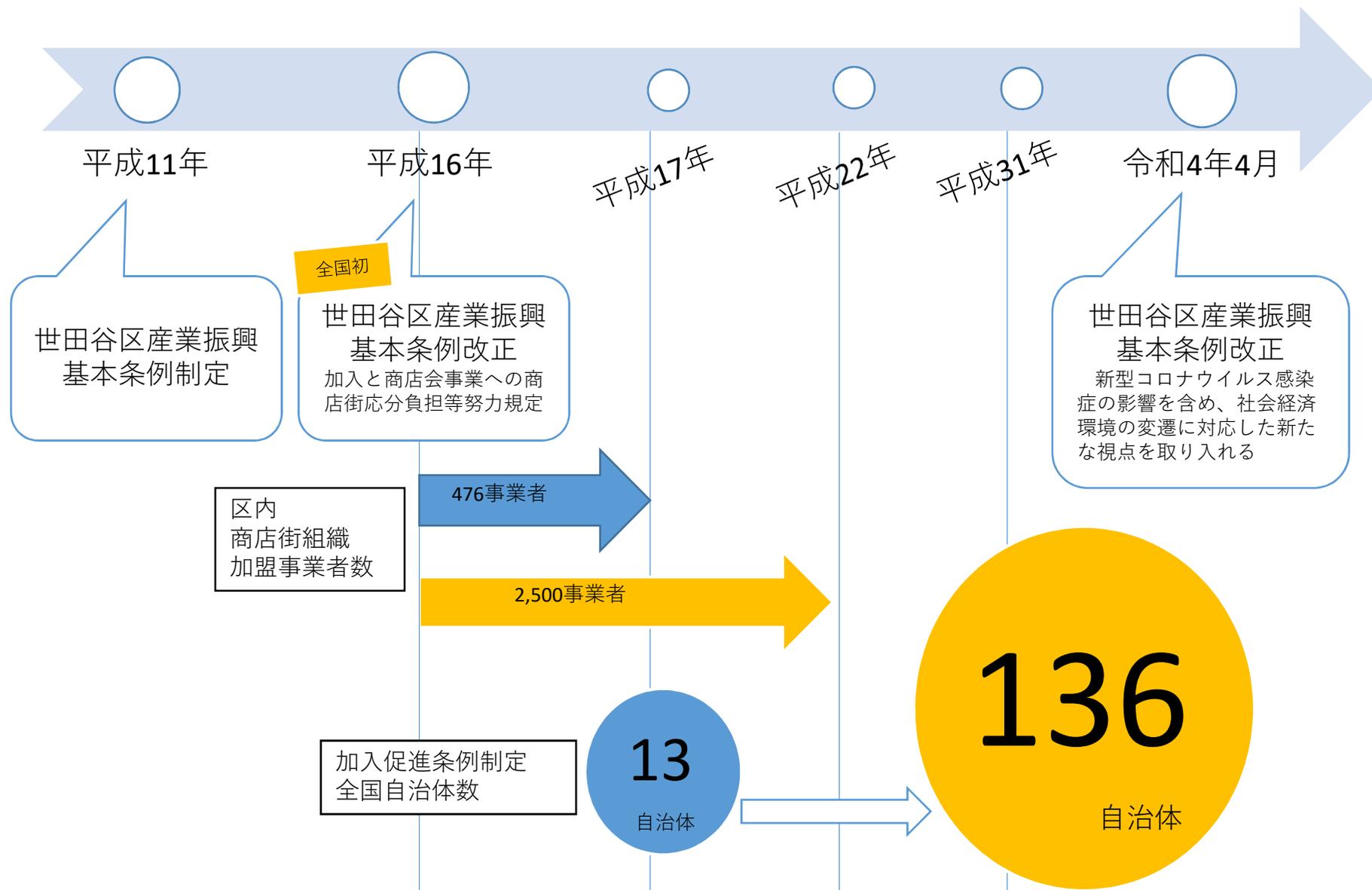
<p>世田谷区産業振興基本条例</p>	<p>新宿区産業振興基本条例</p>
<p>中小商工業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区中小商工業振興対策委員会(以下「商工業対策委員会」という。)を置く。</p> <p>2 商工業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 中小商工業の振興についての基本方策に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、中小商工業の振興に関する</p>	<p>(産業振興会議の設置)</p> <p>産業振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議を設置する。</p> <p>「所掌事務」「組織」を規定</p>
	<p>杉並区産業振興基本条例</p>
	<p>無し ※別に「産業振興審議会条例」有り</p>

<p>こと。</p> <p>3 商工業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 17 人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 東京商工会議所代表</p> <p>(3) 商業団体代表</p> <p>(4) 工業団体代表</p> <p>(5) 金融機関代表</p> <p>(6) 区民</p> <p>4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、商工業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>《見直し要素・イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小商工業に留まらず、区内産業全体を捉えるような表現を考える。 併せて、委員会の名称も変更する。 ・委員構成を変更し、参加委員の専門分野、構成人数等も含め、検討する。 ・人数については、現行の基準を考慮し、検討する。 <p>【例示】</p> <p>区民、事業者、学識経験者、その他区長が必要と認める者</p> <p>※区では「委員会」別に規則を設置</p>	<p>荒川区産業振興基本条例</p>
	無し
	<p>練馬区産業振興基本条例</p>
	<p>(協力体制)</p> <p>産業の振興に当たっては、区、事業者および産業経済団体ならびに区民が協力して効果的に産業の振興を図るための体制を整備するものとする。</p>
	<p>足立区経済活性化基本条例</p>
	<p>地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、足立区経済活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。</p> <p>2 活性化会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。</p> <p>(1) 計画に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第 4 条に定める基本方針に基づく施策に関し必要な事項</p> <p>3 活性化会議は、前項の事項に関し、区長に意見を述べることができる。</p> <p>4 活性化会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 30 人以内をもって組織する。</p> <p>5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 活性化会議の会議は、公開とする。ただし、活性化会議の議決があったときは、非公開とすることができる。</p> <p>7 活性化会議は、調査、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>
	<p>江東区地域経済活性化基本条例</p>
	無し
<p>板橋区産業活性化基本条例</p>	
無し	

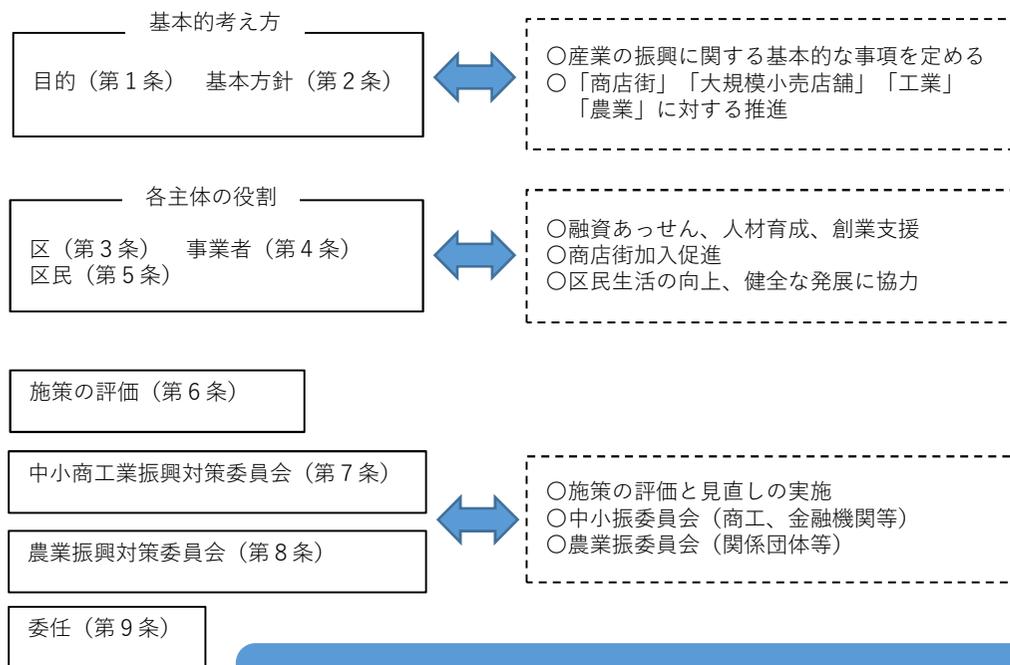
9 (世田谷区農業振興対策委員会) 第8条

<p>世田谷区産業振興基本条例</p>	<p>新宿区産業振興基本条例</p>
<p>農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区農業振興対策委員会（以下「農業対策委員会」という。）を置く。</p>	<p>無し</p>
<p>2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p>	<p>杉並区産業振興基本条例</p>
<p>(1) 農業の振興についての基本方策に関すること。</p>	<p>無し</p>
<p>(2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。</p>	<p>荒川区産業振興基本条例</p>
<p>3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。</p>	<p>無し</p>
<p>(1) 学識経験者</p>	<p>練馬区産業振興基本条例</p>
<p>(2) 関係団体代表</p>	<p>無し</p>
<p>(3) 区民</p>	<p>足立区経済活性化基本条例</p>
<p>(4) 関係行政機関の職員</p>	<p>無し</p>
<p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>江東区地域経済活性化基本条例</p>
<p>5 前各項に定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>無し</p>
<p>《見直し要素・イメージ》</p>	<p>板橋区産業活性化基本条例</p>
<p>・新たな委員会（第7条関連）に包含した場合、現行の農業振興対策委員会の状況等を確認のうえ、存続の可否について検討する。</p>	<p>無し</p>
<p>【例示】</p>	<p>※条例の中で、複数の委員会を盛り込んだものはない。</p>
<p>区民、事業者、学識経験者、その他区長が必要と認める者</p>	
<p>※新たな委員会に包含した場合、委員会を廃止する方向で検討する。</p>	

世田谷区産業振興基本条例制定・改正による効果



【現行】世田谷区産業振興基本条例



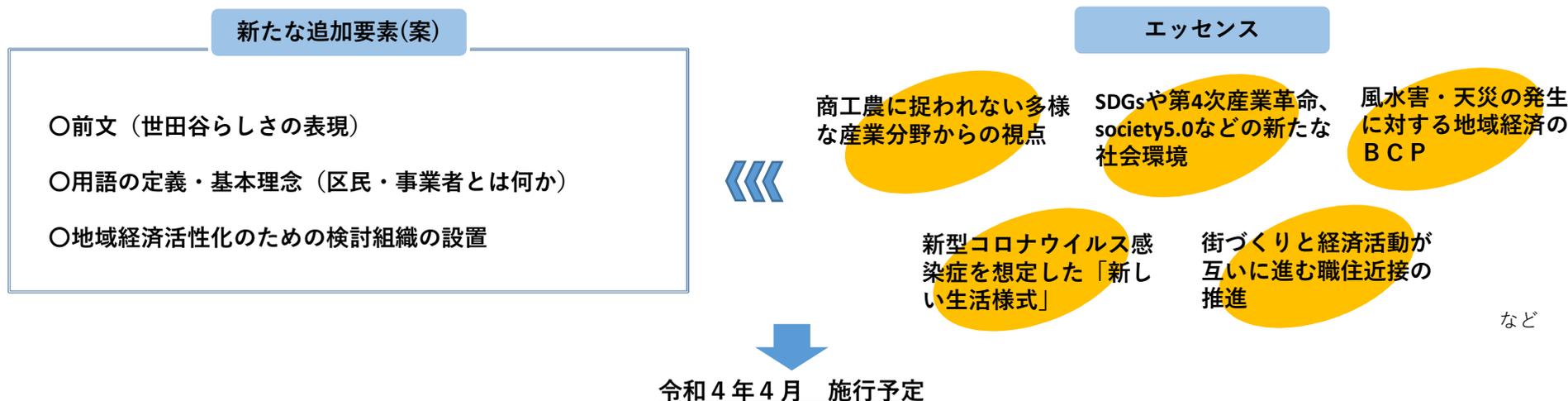
世田谷区産業ビジョン（平成30年度～）

商工農の枠組みに捉われず、多種多様な産業分野を横断的にとらえ、区民生活を支える。

課題軸	テーマ軸				
	商業・サービス	ものづくり・建設	農業・農地	まちなか観光	消費生活
1 世田谷産業の基礎づくり	「世田谷産業を考える3つの視点」 ・区民生活の視点から 【家族構成、所得、買い物、子育て、居住、安全安心等】 ・産業活性化の視点から 【商業、工業、建設、サービス業、農業、観光、雇用・労働等】 ・まちづくりの視点から 【人口、交通、土地利用、地域資源等】				
2 世田谷人材の育成と活躍					
3 豊か・安心・快適な区民生活創造					
4 活力ある産業の育成と創造					
5 人と事業所とまちが創る成熟都市せたがや					

現行の産業振興基本条例と産業ビジョンの理念が合致しなくなっている現状にある。そこで、産業ビジョンの施策体系に基づく、新たな産業振興基本条例の「柱」を考える。

【見直し】新たな世田谷区産業振興基本条例



など

SDGs (持続可能な開発目標) の17の目標



〈例示〉

<p>目標 8</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>目標 9</p> 	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>目標 12</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>